

第2章 豊中農業の現状と課題

1 豊中農業を取り巻く動向

(1) 都市農業に関する国の動向

平成27年(2015年)4月に、「都市農業振興基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく、「都市農業振興基本計画」が策定されました。これまで「いずれ宅地化すべきもの」と位置づけられてきた都市農地は、都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、都市農業*の継続によって、新鮮で安全な農産物の供給を含め多様な機能の発揮が求められています。

それらを受けて、平成29年(2017年)5月の生産緑地法*の一部改正、都市農地貸借法*の制定(平成30年(2018年)9月)など、法律や制度の改正が行われています。

① 都市農業振興基本法の制定

近年、都市農業には、これまでも果たしてきた農産物の供給に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業への理解の醸成等の多様な機能への評価が高まっています。

国では、平成27年(2015年)4月に都市農業の安定的な継続を図るとともに、こうした多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に「都市農業振興基本法」が制定されました。

都市農業の多様な機能

(都市農業振興基本法第3条第1項で規定する都市農業の多様な機能)

新鮮で安全な農産物の供給	○消費者が求める新鮮で安全な農産物の供給、「食」と「農」に関する情報提供等の役割	
農業体験・交流活動の場	○都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあいの場及び農産物直売所での農産物販売等を通じた生産者と消費者の交流の役割	
災害時の防災空間	○火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等のための防災空間としての役割	
心やすらぐ緑地空間	○緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割	
国土・環境の保全	○都市の緑として、ヒートアイランド現象*の緩和、雨水の保水、地下水の涵養等に資する役割	
都市住民の農業への理解の醸成	○身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割	

出典：農林水産省・国土交通省「都市農業振興基本法のあらまし」(平成27年(2015年)7月)

②都市農業振興基本計画

平成28年(2016年)5月には、都市農業振興基本法に基づき、「都市農業振興基本計画」が閣議決定されました。

本計画では、都市農地を農業政策、都市政策の双方から再評価し、これまでの「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」とすることを明確にしました。この上で、「都市農業の多様な機能の発揮」を政策課題の中核に据え、都市農業の振興に関する施策についての基本的な方針について示しています。

「都市農業振興基本計画」のポイント

《政策課題の中核》

○都市農業の多様な機能の発揮

《都市農業振興に関する新たな施策の方向性》

- (1)都市農業の担い手の確保
- (2)都市農業の用に供する土地の確保
- (3)農業振興施策の本格展開

《講ずべき施策》

- (1)農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保
- (2)防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮
- (3)的確な土地利用に関する計画の策定等
- (4)税制上の措置
- (5)農産物の地元での消費の促進
- (6)農作業を体験することができる環境の整備等
- (7)学校教育における農作業の体験の機会の充実等

③生産緑地制度の改正

生産緑地制度は、市街化区域*内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地を都市計画に定め、開発行為を規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度です。市街化区域農地は原則宅地並み課税ですが、生産緑地は軽減措置が講じられています。

様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、生産緑地法の一部が平成29年(2017年)5月に改正されました。

生産緑地法の改正により、市の条例によって生産緑地の面積要件の引き下げ、1団地の面積要件の緩和、生産緑地追加・再指定の促進などが可能となり、同時に、農産物の加工施設や直売所、農家レストラン*が生産緑地内に設置可能となりました。

なお、本市では平成31年(2019年)1月に生産緑地の面積要件を300㎡まで引き下げる条例を施行し、令和元年度(2019年度)から追加指定を実施しています。

さらに、豊中市の運用として、令和5年(2023年)4月から指定基準を見直し、300㎡未満の農地でも、一定要件を満たすものを指定対象に追加する面積要件の緩和を行いました。

また、多くの生産緑地が指定後30年を迎える令和4年(2022年)以降、理由によらず、いつでも買取り申出が可能となり、市街化区域内農地の減少が危惧される中で、指定後30年を経過する生産緑地には、営農義務を10年延長する特定生産緑地制度が新たに設けられました。

改正の主な内容

- (1)生産緑地地区の面積要件(500㎡以上)について、市区町村が条例により300㎡以上に引下げ可能とした。
 さらに、豊中市の運用として、令和5年(2023年)4月から指定基準を見直し、300㎡未満の農地でも、一定要件を満たすものを指定対象に追加する面積要件の緩和を行った。
- (2)生産緑地地区内において、農作物等加工施設、農作物等直売所、農家レストランの設置を可能とした。
- (3)生産緑地地区の都市計画決定後30年経過するものについて、買取り申出可能時期を10年延長できる特定生産緑地制度を創設した。

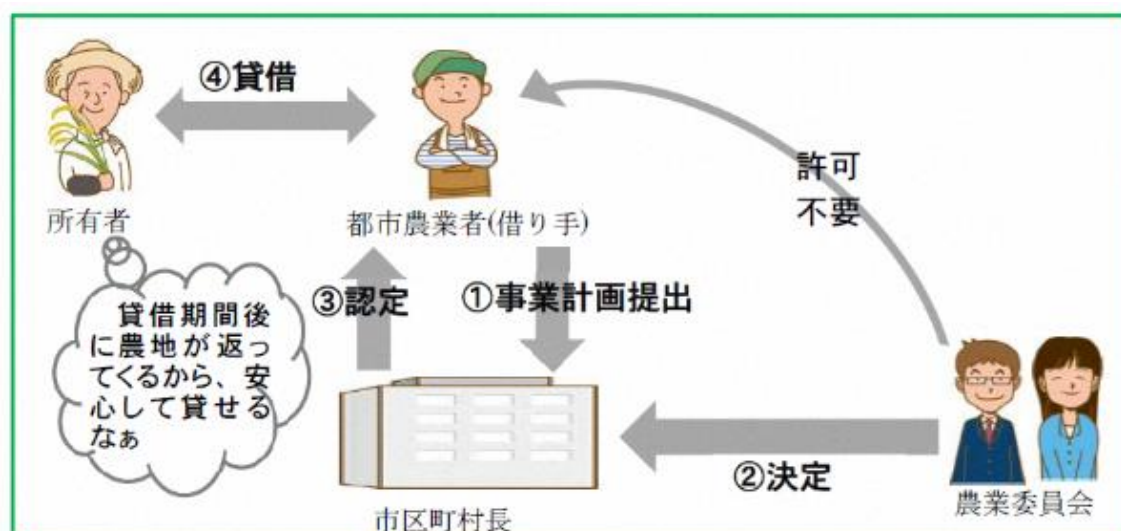
④都市農地貸借法（都市農地の貸借の円滑化に関する法律）の制定

農業従事者の減少・高齢化が進み、都市農地の所有者自らによる有効な活用が困難となっている状況がみられ、市街化区域内の農地のうち、生産緑地の貸借が安心して行え、都市農地を有効活用するため、平成30年(2018年)9月に都市農地貸借法が制定されました。

本制度の活用により、都市農地の借り手が耕作の事業に関する計画(事業計画)を作成の上、市区町村長の認定を受け、認定を受けた事業計画に従って都市農地に設定された賃貸借等は、下記メリットを受けることができます。

制度を利用するメリット

	通常(農地法による貸借)	都市農地貸借法
・法定更新 (農地法による契約の自動的更新制度)	適用される 契約を更新しないことについて知事の許可がない限り農地が返ってこない	適用されない 契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せる
・相続税納税猶予制度*	打ち切り 納税猶予が打ち切れ、猶予税額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸することができる



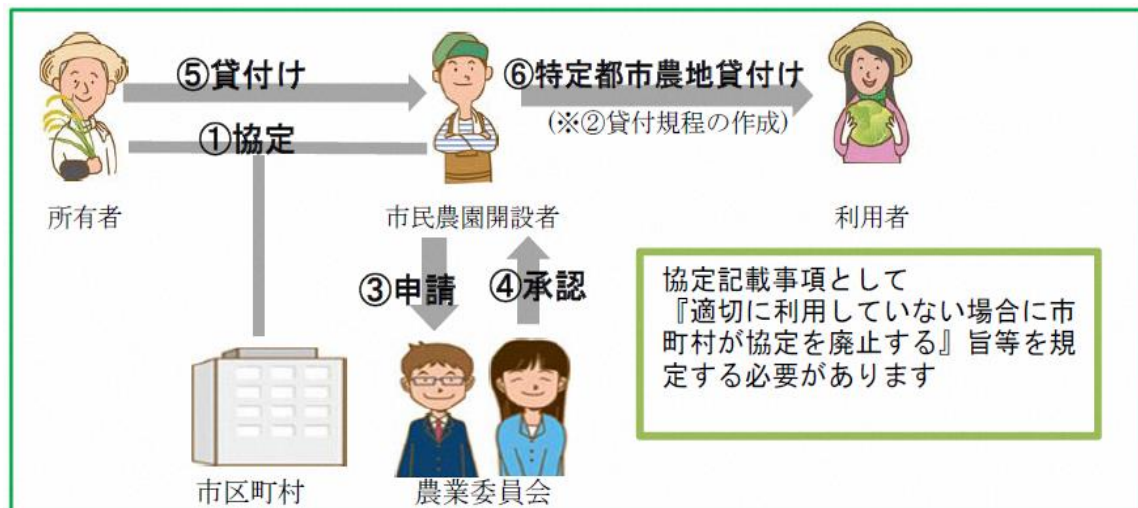
出典：農林水産省ホームページ「都市農地の貸借がしやすくなります」

また、市民農園*の開設者（農地所有者を含む）が、農地の所有者及び市町村と協定を締結した上で、農業委員会から「特定都市農地貸付け」の承認を受けることで、農地所有者から直接農地を借りることが可能になり、市民農園を開設する場合の貸借の円滑化が図られています。

制度を利用するメリット

	通常（特定農地貸付法）	都市農地貸借法 （特定都市農地貸付け）
・農地の借り方	農地所有者から直接借りることができない 地方公共団体・農地利用集積円滑団体・農地中間管理機構の介在が必要となる	農地所有者から直接借りることができる スムーズに農地を借りることができる
・相続税納税猶予制度	原則、打ち切り（※） 納税猶予が打ち切れ、猶予税額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができる

※通常（特定農地貸付法）の場合でも、地方公共団体や農業協同組合、農地所有者が生産緑地で開設する場合には相続税納税猶予を継続することが可能となりました。



出典：農林水産省ホームページ「都市農地の貸借がしやすくなります」

⑤農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積(下限面積)の廃止

農地法第3条に基づく許可を受け農地の権利(所有権や使用権等)を有するためには、いくつかの要件を満たす必要がありますが、その中の一つにあった「申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること(本市では10a)」がありましたが、令和5年(2023年)4月1日から農地法の一部が改正され、下限面積が廃止されることになりました。これにより、農業への参入がしやすくなりました。

⑥みどりの食料システム法の制定

令和4年(2022年)4月22日に環境と調和のとれた食料システム*の確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)が成立し、5月2日に公布され、7月1日に施行されました。

この法律は、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図るものです。

みどりの食料システム法の概要

1. 環境と調和のとれた食料システムに関する基本理念等
2. 計画認定制度等の創設
 - (1)基本方針等
 - ・国の基本方針、都道府県・市町村の基本計画の策定
 - (2)環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組の促進
 - ・農林漁業由来の環境負荷の低減を図る環境負荷低減事業活動の認定等
 - ・特定の区域内で環境負荷の低減の効果を高める特定環境負荷低減事業活動の認定等
 - ・有機農業*の団地化を進めやすくなるための栽培管理協定の認可等
 - (3)新技術の提供等を行う事業者の取組の促進
 - ・環境負荷低減事業活動等の効果を高める等の基盤確立事業の認定等

⑦グリーンインフラ推進戦略2023の公表

国土交通省では、令和5年(2023年)9月に「グリーンインフラ戦略2023」を公表しました。戦略では、「自然と共生する社会」というめざす姿に向けて、官と民がより連携した実装が求められています。

(2)府及び本市の位置づけ

①「おおさか農政アクションプラン」の策定

大阪府では、平成29年(2017年)に「新たなおおさか農政アクションプラン」を策定し、都市農業振興基本法に基づく地方計画と位置づけ、めざす将来像に向け、令和3年度(2021年度)までを計画期間として取組を進めてきましたが、計画期間が終了するにあたり、その将来像を引き継ぎつつこれまでの取組成果と課題、社会情勢の見通しを踏まえ、次期「おおさか農政アクションプラン」を令和4年(2022年)3月に策定しました。

「おおさか農政アクションプラン」の概要

《将来像》

「府民とともに未来へつむぐ豊かな『農』」

《3つの方向性》

府民生活で農業・農空間が将来にわたって果たしていく役割に着目し、【しごと】【くらし】【地域】の3つをテーマとして、めざす方向性と5年後の姿を設定

《テーマ》

1. 力強い大阪農業の実現 ～成長し、持続する農業へ～
2. 豊かな食や農に接する機会の充実 ～農を通じた脱炭素社会への貢献～
3. 農業・農空間を活かした新たな価値創造 ～ポストコロナ*の新たなライフスタイルを実現

②みどりの食料システム法に係る「大阪府基本計画」の策定

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」第16条第1項に基づき、大阪府と府内の全43市町村が共同で「環境負荷低減事業活動の促進に関する大阪府計画」を令和5年(2023年)3月に策定しました。

「環境負荷低減事業活動の促進に関する大阪府計画」のポイント

農産物の生産から販売に至る各段階で環境への負荷を低減し、これらの流通及び消費が広く行われる環境と調和のとれた食料システムの確立を図る。

○環境負荷低減に関する目標

有機農業取組面積、新規有機農業者育成等の令和8年度(2026年度)の目標を設定

○環境負荷低減事業活動の考え方、事業活動の内容

化学肥料・化学農薬の使用の削減、温室効果ガスの排出の量の削減等

○環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用が期待される基盤確立事業

有機農産物や大阪エコ農産物*など環境に配慮した農産物の付加価値向上のためのブランド化等

○環境負荷低減事業活動により生産された農作物の流通及び消費の促進

③第4次豊中市総合計画

「みらい創造都市とよなか～^{あした}明日がもっと楽しみなまち」を街の将来像に掲げる「第4次豊中市総合計画」(平成29年(2017年)12月策定)では、「活力ある快適なまちづくり」に向け、「自然環境や都市のみどりを身近に感じられる取組」の1つとして、農地の保全・活用を図ることとしています。

総合計画における農業振興との主な関連

「第4次豊中市総合計画」後期基本計画

●第3章 活力ある快適なまちづくり

○施策3-1 環境意識の向上と快適なまちの環境の保全・創造

・施策の方向性:(2)自然環境や都市のみどりを身近に感じられる取組を進めます

③農地の保全・活用

農業者の営農活動を支援するとともに、農業者と市民が共存することで将来にわたり都市農業が安定的に継続できるよう、市民農業体験の充実、市民農園の増設などを行い、農地・農業のもつ多様な機能を発揮していくことで、農地の保全および活用を図ります。

○施策3-5 産業振興の充実

・施策の方向性:(1)地域産業を支援し、投資・消費・働く場が活性化するための体制をつくります

③まちの活力とにぎわいの創出につながるビジネスの支援

まちに活力やにぎわいをもたらす続けるためには、市内外を問わず、「多くの人々を引きつけ、訪れてもらえるまち」であることが重要となるため、起業したい人が起業できるよう起業支援体制を充実します。また、フリーランス*といった多様な働き方の推進等「個が活躍する場づくり」や、「コミュニティビジネス*の推進」「商業集積地の魅力向上」「消費活動の利便性向上」等に向けた支援を行います。

平成2年(1990年)に産業と都市の将来像を示した「産業振興ビジョン」を策定し、街づくりと産業振興を一体的に進めてきましたが、これまでの産業構造や事業の仕組み、環境が大きく変容しようとしている現在において新たな時代の産業振興の方向性を示す必要があるため、令和4年(2022年)3月に「新・産業振興ビジョン」を策定しました。

新・産業振興ビジョンにおける農業振興との主な関連

○豊中市新・産業振興ビジョン

基本方針3 まちに活力と賑わいを生み出す

(5)消費活動の利便性の向上をめざす

5-3農業者×飲食店等のマッチング

市内農業者と市内飲食店等のマッチングを試み、飲食店の付加価値向上を支援するとともに、豊中市産農産物の地産地消*を推進します。

⑤第2次豊中市都市計画マスタープラン

平成29年度(2017年度)に策定した「第2次豊中市都市計画マスタープラン」では、「自然環境や都市のみどりに触れ合える環境づくり」の方向性の1つとして「自然環境との共生」を掲げ「農地の保全と活用」を図ることが挙げられています。

都市計画マスタープランにおける農業振興との主な関連

○豊中市都市計画マスタープラン

第3章 都市づくりの方針

第2節 みどり豊かなうるおいのあるまち

「1. 自然環境や都市のみどりにふれあえる環境づくり」

○自然環境との共生

市街地内に残る農地は、良好な都市環境の形成や災害時の延焼防止、避難場所や雨水流出抑制などの役割を担うほか、身近な自然との触れ合いの場であるとともに、地産地消による農作物の市民への供給や、食育*につながる学校給食への提供など、さまざまな機能を有しています。このため、農地については、「都市農業振興基本法」や生産緑地地区制度の動向も踏まえながら、農業振興施策との連携による計画的な保全と活用に努めます。

(3)豊中市の農業振興とSDGs

SDGsは、平成27年(2015年)に国連で採択され、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標であり、17のゴール、169のターゲットから構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものです。

国では、平成30年(2018年)に「SDGsアクションプラン2019」を策定するとともに、SDGsの達成に向けた優れた取組を提案する自治体を「SDGs未来都市」として選定し、本市も令和2年度(2020年度)、「SDGs未来都市」に選定されています。

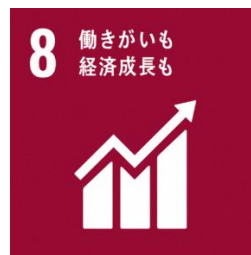
また、SDGsのゴール達成や地域課題の解決に向けては、本市だけではなく事業者、団体、教育機関などとの協働が必要であることから、「**豊中SDGs・公民学連携プラットフォーム**」を創設しています。

なお、SDGsの17の目標のうち、本市の農業振興に関連する主なSDGsの目標は、上位計画である「第4次豊中市総合計画」を踏まえて、下記のとおりとします。



本市の農業振興に関連する主なSDGsの目標

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤を作ろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう



2 豊中農業の現状

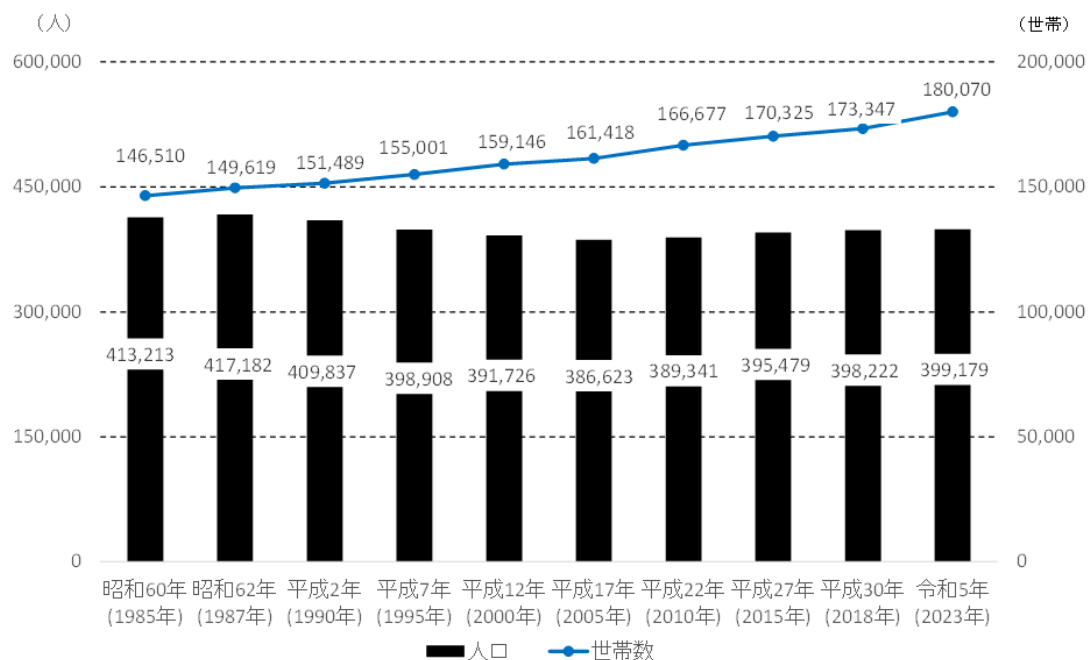
(1)人口・土地利用

①人口

本市の人口は、昭和62年(1987年)をピークに平成17年(2005年)まで減少傾向にありましたが、その後は徐々に回復基調に転じ、令和5年(2023年)には約39万9千人となっています。

なお、令和5年(2023年)の世帯数は約18万世帯であり、1世帯あたりの人数は2.22人です。

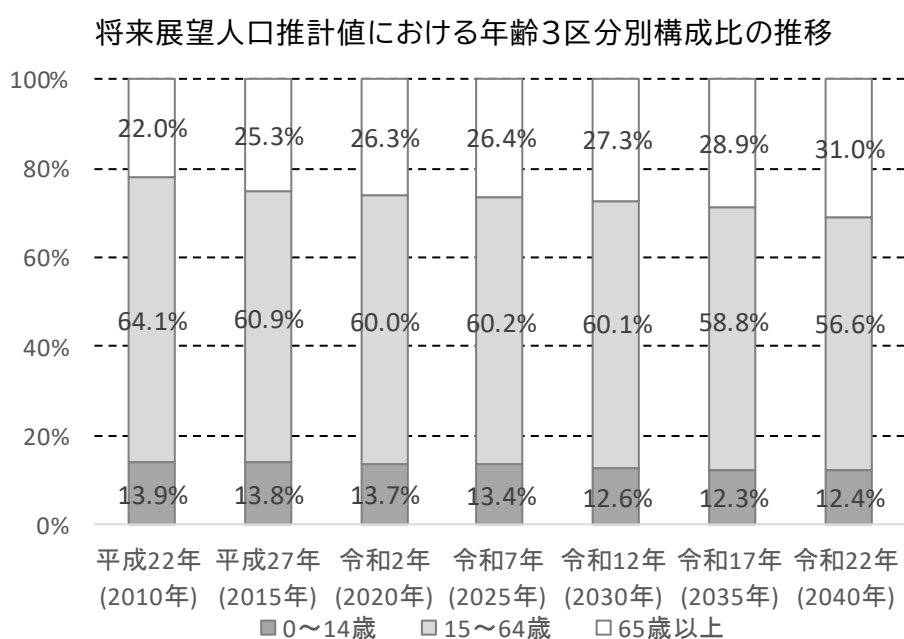
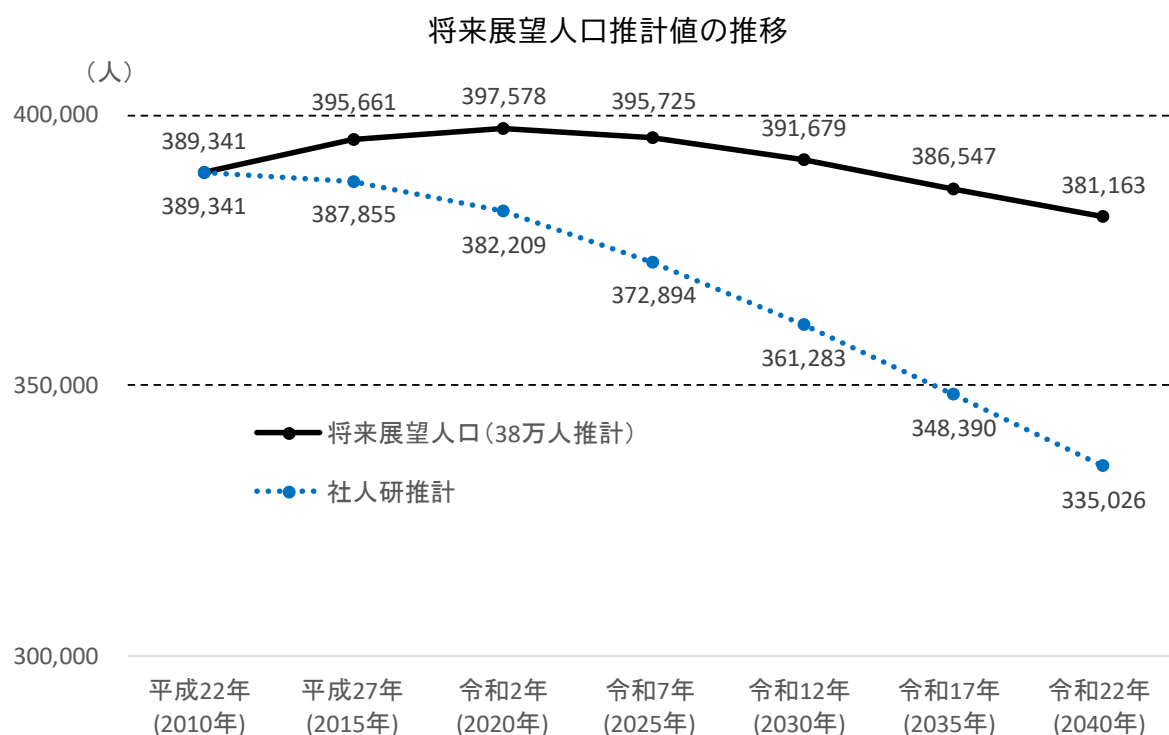
人口・世帯数の推移



出典:令和5年豊中市統計書(令和6年(2024年)3月)

本市の将来人口(推計)は、令和2年(2020年)までは増加が続くものの、その後減少に転じ、令和7年(2025年)には現状と概ね同数の約39万5千人、令和22年(2040年)には約38万1千人になることが想定されています。

また、平成22年(2010年)に22%であった65歳以上の人口割合は令和22年(2040年)に30%を超え、平成22年(2010年)に13.9%であった14歳以下の人口割合は令和22年(2040年)に12.4%になるなど、少子高齢化の進展が想定されています。



②土地利用

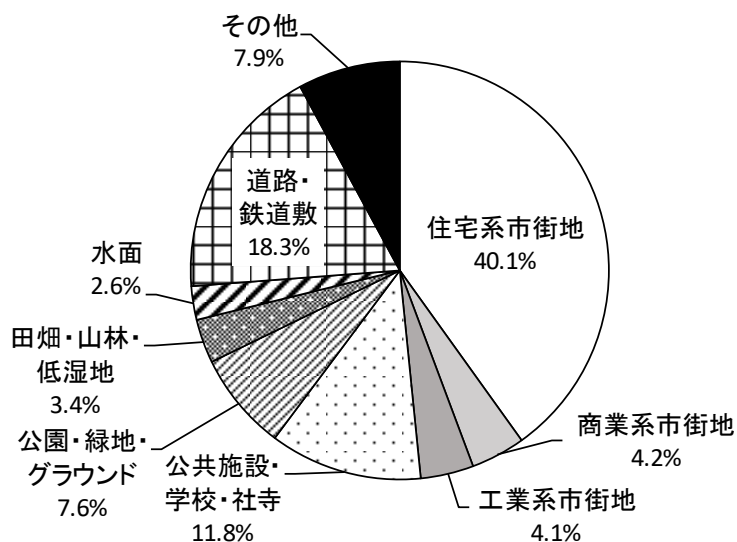
本市は大阪都心部に近く、良好な住宅都市・教育文化都市として発展してきており、住宅地を主とした住宅系市街地が市域の約40%を占めています。

市の南西部には工業系市街地が、千里中央駅、豊中駅、庄内駅などの主要駅周辺や阪神高速道路沿線には商業系市街地が広がっています。

市内には、大阪府が管理する服部緑地の約117.4haと合わせて、483箇所、約283.9haの公園・緑地が開設され、グラウンドを含めたその割合は約8%となっています。

一方、みどりの量に対する印象やみどりの満足度を地域別で見た場合、満足度については、南部を除いた他のすべての地域で高くなっており、印象については、北部、北東部、東部で多くなっていますが、中北部、南部では少なくなっています。

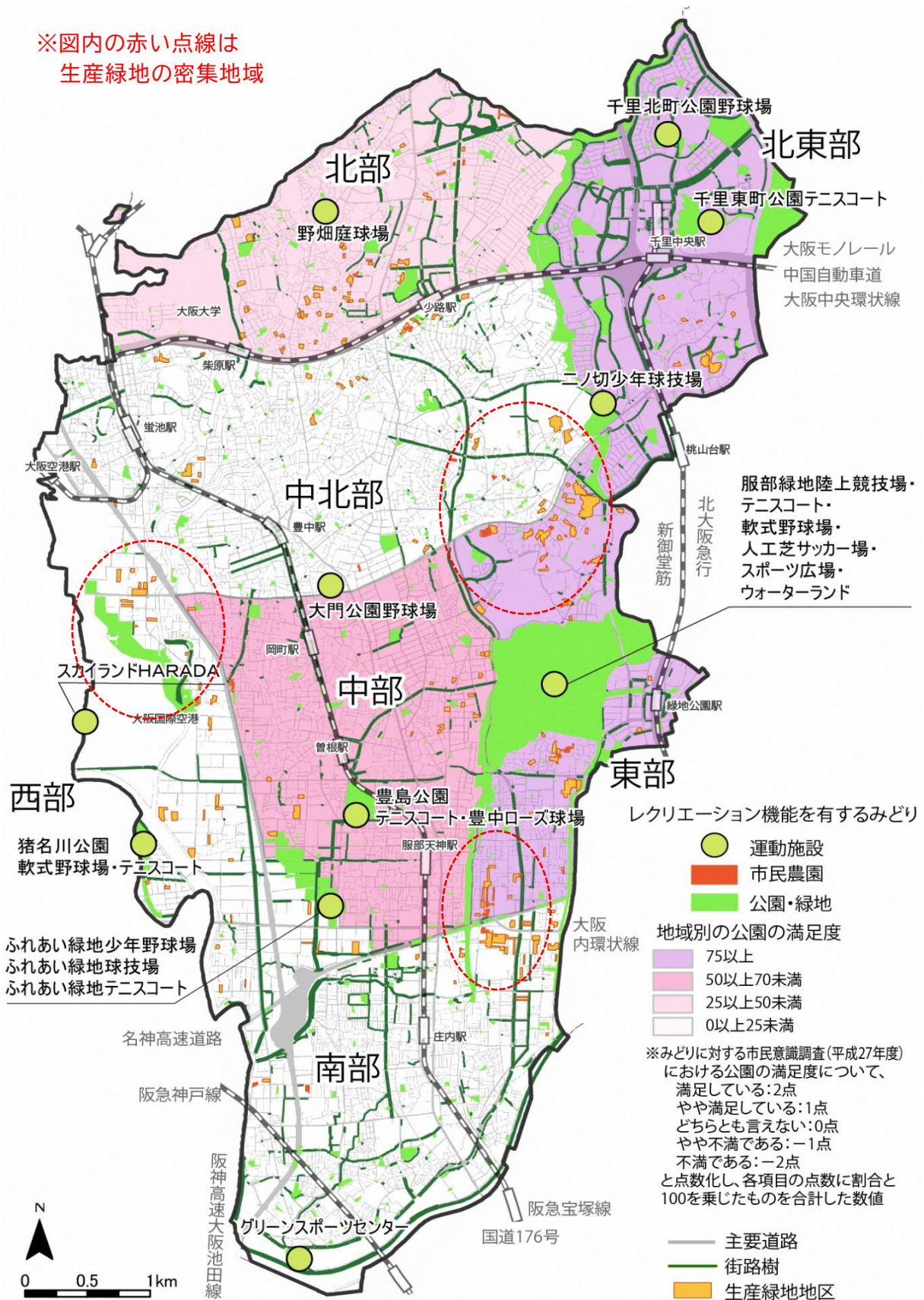
土地利用状況(平成28年(2016年)調査)



出典:第2次豊中市みどりの基本計画(平成30年(2018年)3月)

みどりの現況図

※図内の赤い点線は
生産緑地の密集地域



出典:第2次豊中市みどりの基本計画(平成30年(2018年)3月)をもとに作成

※令和7年3月現在 大阪モノレール「柴原駅」は「柴原阪大前駅」に、北大阪急行南北線が延伸されています。

(2)豊中農業の現状の姿

令和2年(2020年)の農林業センサス*によれば、同年現在の農家戸数は238戸で、10年前の平成22年(2010年)と比べると約2割の減少となっています。このうち、販売農家*は、約3割程度にとどまり、自給的農家*が大半です。

また、主として農業に従事する「基幹的農業従事者*」は、約70%が65歳以上であり、高齢化が進んでいます。

豊中の農業の現状を示す基本指標

	単位	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	人 (指数)	398,908 (100)	391,732 (98)	386,623 (97)	389,341 (98)	395,479 (99)	401,558 (101)
65歳以上の人口・ 総人口に占める割合	人 %	44,048 11.0	56,598 14.4	71,067 18.4	85,676 22.0	99,979 25.3	105,845 26.4
総世帯数	戸 (指数)	155,001 (100)	159,143 (103)	161,418 (104)	166,677 (108)	170,325 (110)	176,967 (114)
農家戸数	戸 (指数)	442 (100)	367 (83)	334 (76)	300 (68)	275 (62)	238 (54)
販売農家	戸 (指数)	203 (100)	153 (75)	119 (59)	93 (46)	76 (37)	67 (33)
専業農家*	戸 (指数)	13 (100)	10 (77)	14 (108)	19 (146)	15 (115)	1 /
第1種兼業農家*	戸 (指数)	17 (100)	4 (24)	0 (0)	5 (29)	2 (12)	24 /
第2種兼業農家*	戸 (指数)	173 (100)	139 (80)	105 (61)	69 (40)	59 (34)	43 /
自給的農家	戸 (指数)	239 (100)	214 (90)	216 (90)	207 (87)	199 (83)	171 (72)
農業就業者数*	人 (指数)	1,276 (100)	487 (38)	404 (32)	311 (24)	243 (19)	199 (16)
基幹的 農業従事者数	人 (指数)	162 (100)	98 (61)	77 (48)	85 (53)	85 (53)	59 (36)
65歳以上の割合	%	—	59.1	65.8	65.9	64.7	69.5
経営耕地面積*	a (指数)	15,746 /	13,185 /	6,751 (100)	6,258 (93)	5,878 (87)	5,617 (83)
田	a (指数)	9,573 /	8,399 /	4,420 (100)	4,123 (93)	3,772 (85)	3,980 (90)
畑	a (指数)	2,956 /	2,871 /	1,862 (100)	1,537 (83)	1,991 (107)	1,408 (76)
樹園地	a (指数)	3,217 /	1,915 /	469 (100)	598 (128)	115 (25)	229 (49)
1戸あたりの 経営耕地面積	a (指数)	35.6 (100)	35.9 (101)	56.7 (159)	67.3 (189)	77.3 (217)	83.8 (235)

注：農業就業者数は、農林業センサスにおいて平成7年(1995年)までは、全農家人口を対象に農業従事者数を調査していたが、平成12年(2000年)以降は全農家人口のうち販売農家を対象にしている。

令和2年(2020年)より専業農家、第1種兼業農家、第2種兼業農家は主業、準主業、副業的として統計を取っている。

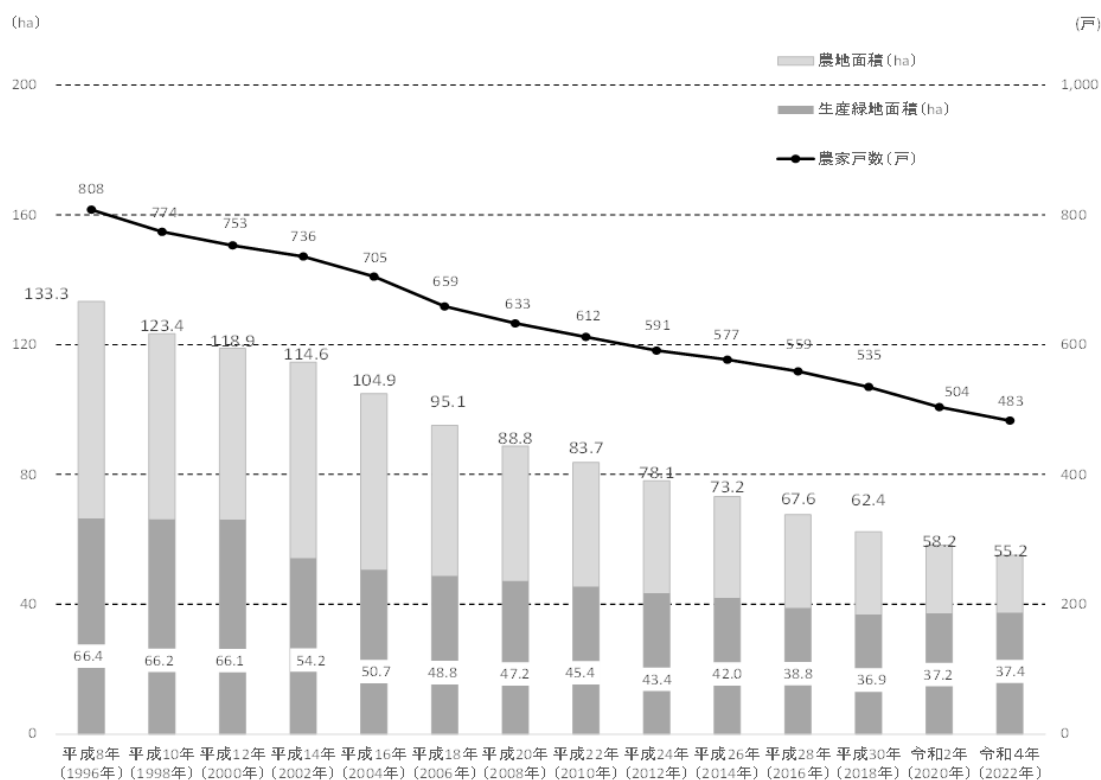
出典：国勢調査、農林業センサス

(3)農地の状況

令和4年度(2022年度)における市内の農地面積は55.2haであり、平成8年度(1996年度)から約59%減少しています。

また、令和4年度(2022年度)における生産緑地面積(生産緑地地区に指定されている農地面積)は37.4haであり、平成8年度(1996年度)から約44%減少しています。

農地・生産緑地面積の推移



出典:豊中市農地台帳

※農林業センサスでは、「農家」を、経営耕地面積(*)が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯として定義している。一方、豊中市農地台帳は、経営耕地面積等の規模要件はないことから、上記図中の農家戸数は、農林業センサスとは相違する。

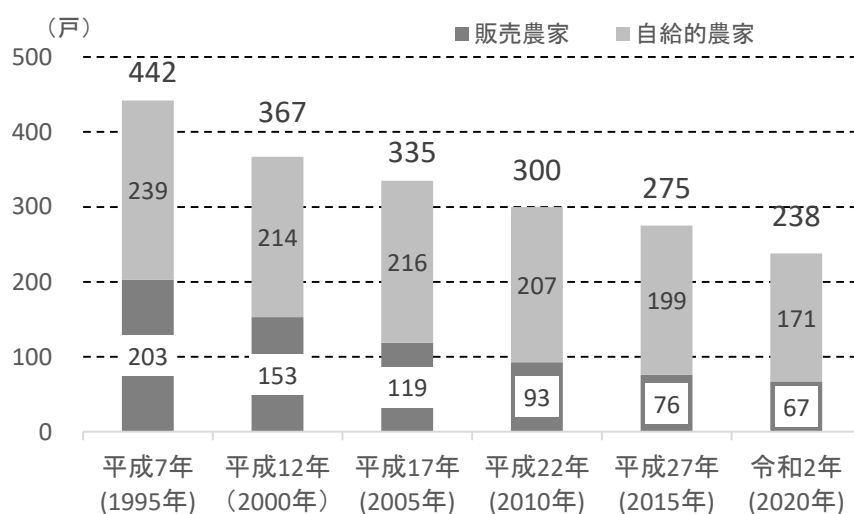
*経営耕地面積＝所有面積(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

(4)担い手の状況

①農家戸数と農業就業人口

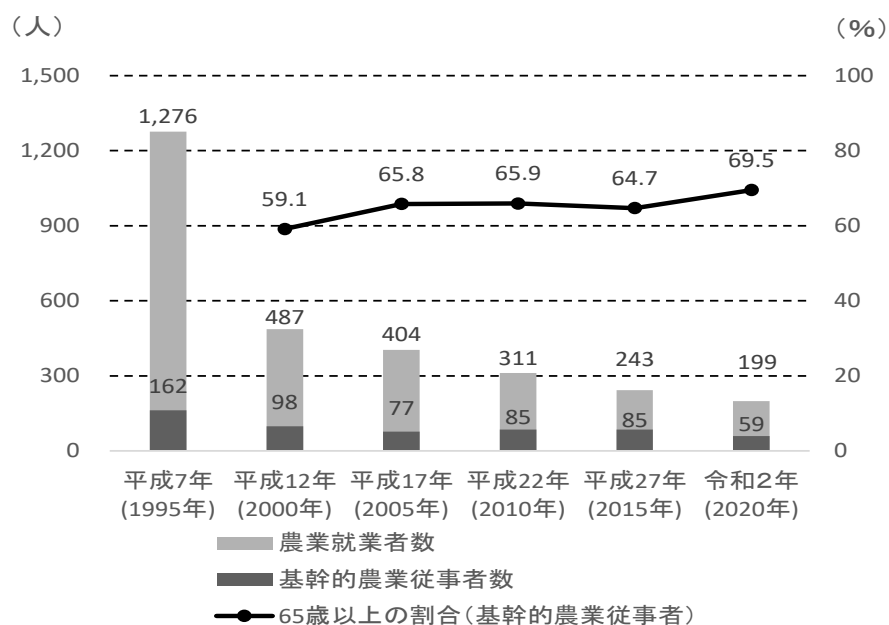
農林業センサスによれば、農家戸数は過去25年間で5割近く減少し、令和2年(2020年)現在で238戸です。このうち、「経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家」である販売農家は67戸(28%)であり、約7割は自給的農家となっています。農業就業者は、過去25年間で8割以上減少し、令和2年(2020年)現在で199人であり、このうちの基幹的農業従事者59人の約70%が65歳以上となっています。

農家戸数の推移



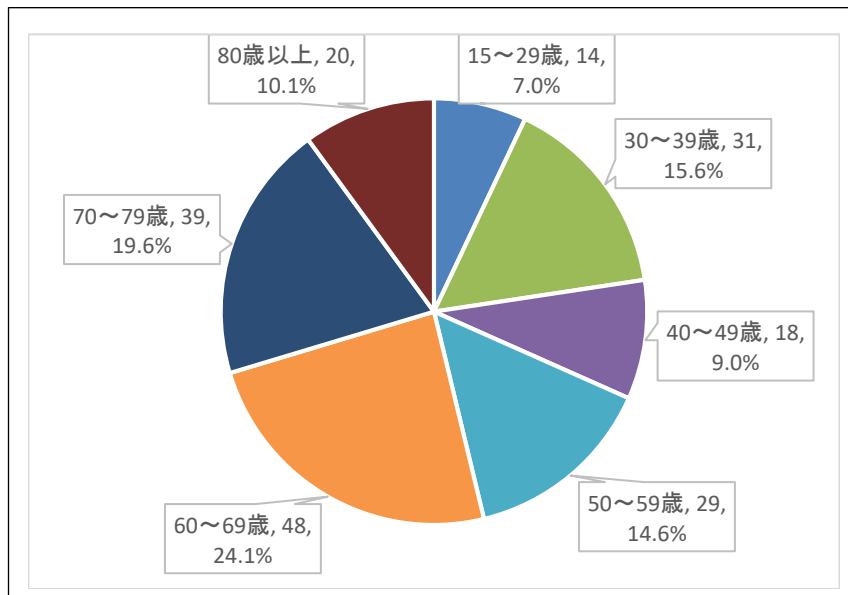
出典:農林業センサス

農業就業者・基幹的農業従事者と65歳以上の割合



出典:農林業センサス

年齢別農業就業人口(自営農業
に主として従事した世帯員数)
(令和2年(2020年))



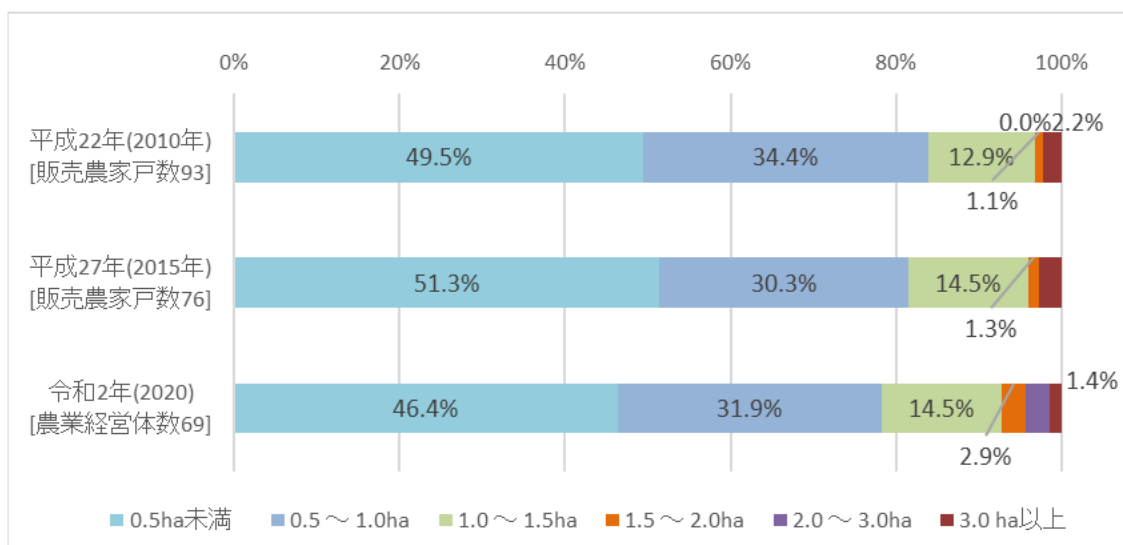
出典:農林業センサス

単位 人

②経営耕地面積規模

令和2年(2020年)現在の農業経営体数69の経営耕地面積は、「0.5ha未満」が約46%、「0.5～1.0ha」が約32%であり、約8割が1.0ha未満となっています。

経営耕地面積規模別農家数(販売農家・農業経営体)



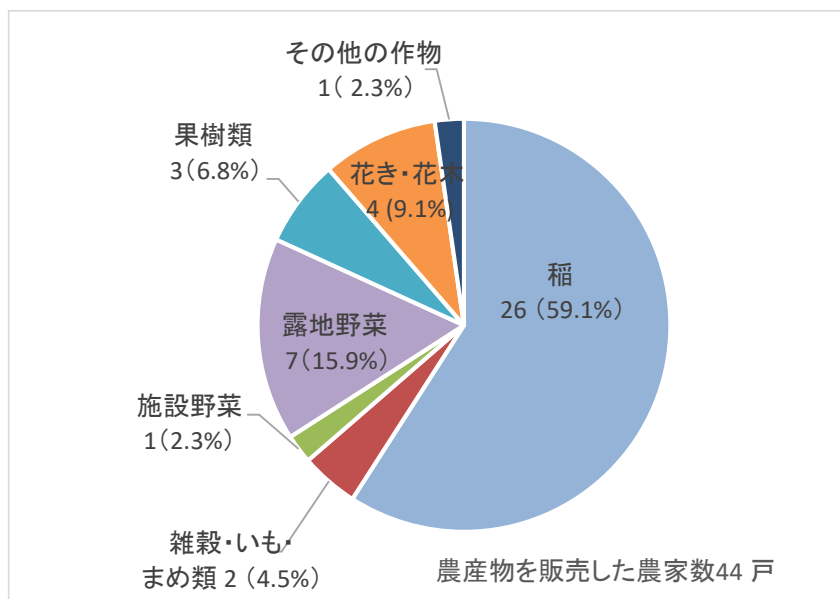
注:令和2年(2020年)は農業経営体数で統計を取っている。

出典:農林業センサス

③農業生産物と出荷先

令和2年(2020年)に農産物を販売した農家44戸の金額第1位の農産物は、「稲」が26戸(約59%)と最も多く、次いで「露地野菜*」が7戸(約16%)、「花き・花木」が4戸(約9%)などとなっています。

農産物販売金額第1位の部門別農家数(令和2年(2020年))

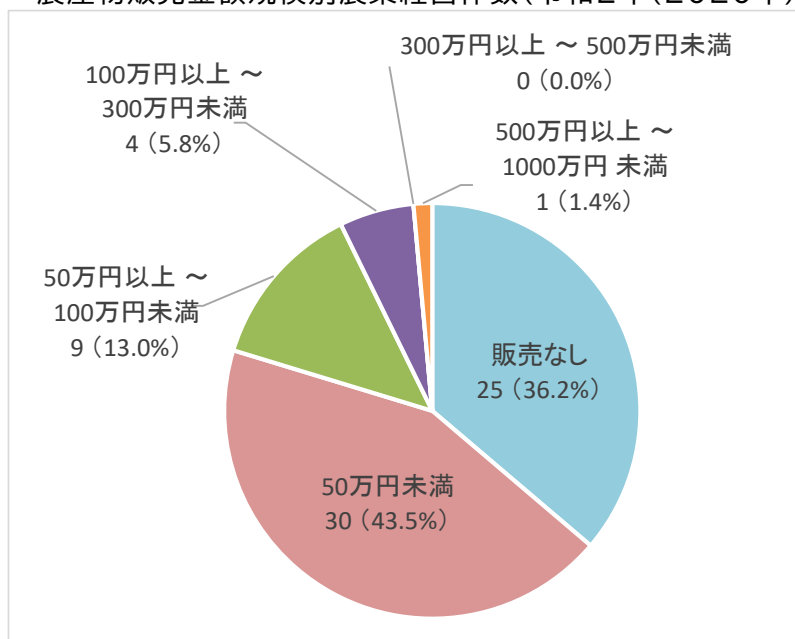


出典:農林業センサス

また、農業経営体69の販売金額は、「販売なし」は25(約36%)、「50万円未満」が30(約44%)などとなっています。

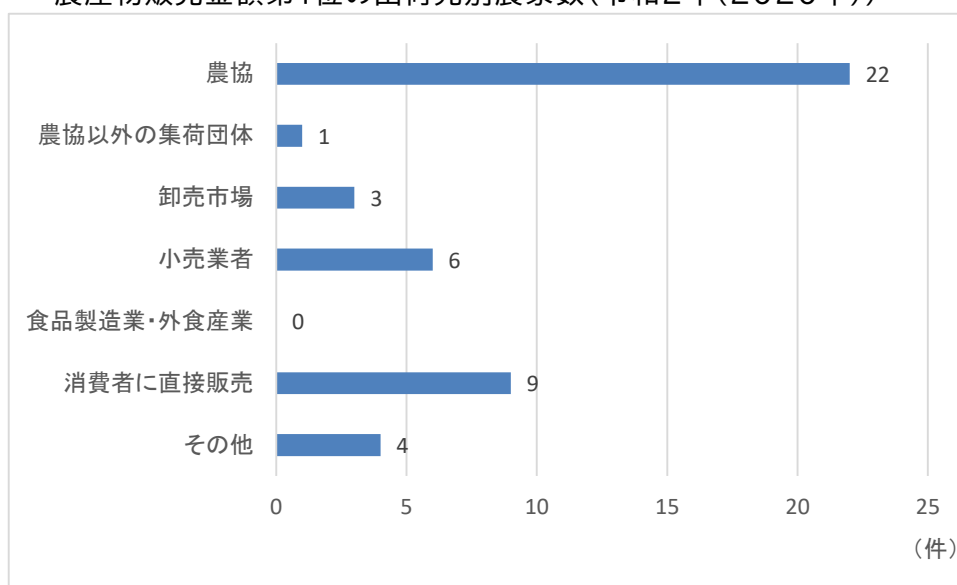
販売実績がある販売農家44戸の販売先は、「農協」が22件(50%)と最も多く、次いで、「消費者に直接販売」(9件:20%)、「小売業者」(6件:14%)などとなっています。

農産物販売金額規模別農業経営体数(令和2年(2020年))



出典:農林業センサス

農産物販売金額第1位の出荷先別農家数(令和2年(2020年))

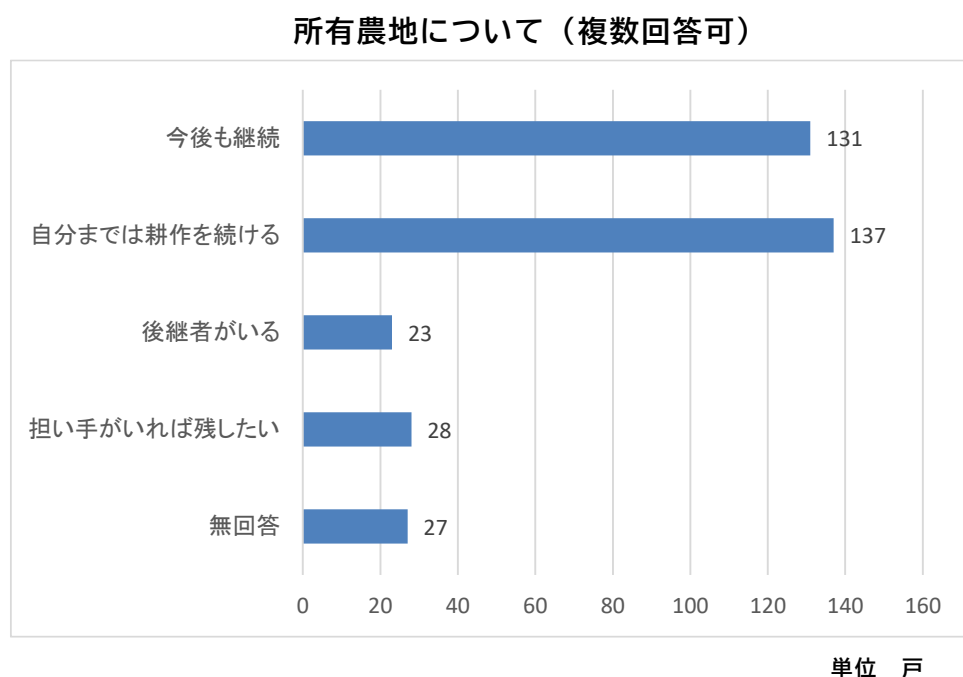


出典:農林業センサス

④今後の農業経営について

令和4年(2022年)8月に市内農家(農業経営主)495戸を対象に実施した「農業経営の意向に関するアンケート」で所有農地についての質問をしました。回答のあった321戸の農家のうち、後継者がいると回答した農家は23戸(約7%)でした。

今後の農業経営については、「自分までは耕作を続ける」(137戸:約43%)、「今後も継続」(131戸:約41%)、「担い手がいれば残したい」(28戸:約9%)となっています。



出典：農業経営の意向に関するアンケート(令和4年(2022年)8月)

(5)地産地消に関する取組

①朝市・直売（定期的な開催）

JA大阪北部支店の駐車場(3箇所)では地元農家による「朝市・直売所」、コラボセンターなどの公共施設において地元農家と連携し、朝市を定例的に開催しています。

また、花と緑のネットワークとよなか(とよなか市民環境会議アジェンダ21)では、市内の連携農家と一緒に「新鮮、安全・安心、美味、低廉、環境」をテーマにした「とよっぴー野菜市」を開催しています。



豊中市における朝市・直売会

名 称(主催)	場 所	開催日時
桜井谷あおぞら朝市	JA大阪北部 桜井谷支店駐車場 (桜の町4-1-9)	第1・3土曜日 ／9時から ※7～8月は毎週8時30分から
麻田朝市	JA大阪北部 麻田支店駐車場 (蛍池中町1-4-30)	毎月20日 ／9時から
豊中南朝市直売所	JA大阪北部 南豊島支店駐車場 (利倉東1-10-36)	毎月第2・4土曜日 ／9時30分から10時30分まで
地産地消イベント(野菜販売)	生活情報センターくらしかん (北桜塚2-2-1)	毎月第2水曜日 ／10時30分から11時30分まで
野菜市(花と緑のネットワーク とよなか)	さわ病院敷地内 (城山町1-9-1)	毎月第4木曜日 ／10時から完売まで
地域こだわりマルシェ&野菜 市場(環境交流センター)	環境交流センター (中桜塚1-24-20)	毎月第1土曜日 ／10時から完売まで
コラボ朝市	千里文化センターコラボ (千里公民館:新千里東町 1-2-2)	毎月第3水曜日 ／10時から完売まで
ショコラ朝市	庄内コラボセンター (庄内公民館:庄内幸町 4-29-1)	毎月第4火曜日 ／10時から完売まで
豊中ファーマーズ朝市	豊中ファーマーズ (東泉丘3丁目5番農地内)	毎月第3土曜日 ／10時から完売まで

②農業祭

市民と農業者との交流の場とし、市民の農業への理解と地産地消のPRを目的に、毎年11月下旬に「豊中市農業祭」が開催されています。

農業委員会やJA大阪北部、地元農業者等が中心になって実施し、令和6年(2024年)11月に開催された第45回豊中市農業祭「緑をつくる都市農業」では、豊中市産農産物等の即売会、寄せ植え体験、大阪国際空港就航都市の特産品等の販売、大阪エコ農産物のPRなどが実施されました。

なお、豊中市農業祭へは、毎年3,000人を超える市民がご来場されます。



③学校給食

学校給食課と連携し、毎年、夏前に市内の協力農家が一斉に玉葱を納入しており、地元食材を使った給食が児童に提供されています。

なお、本市では、新鮮で安全な食の実現と地産地消を推進することを目的に、「豊中市地産地消推進事業補助金交付要綱」を定め、市内の農業者及び農業者団体の学校給食等への地場農産物の出荷及び市民に対する地場農産物の直売への支援を行っています。

豊中市地産地消推進補助対象事業

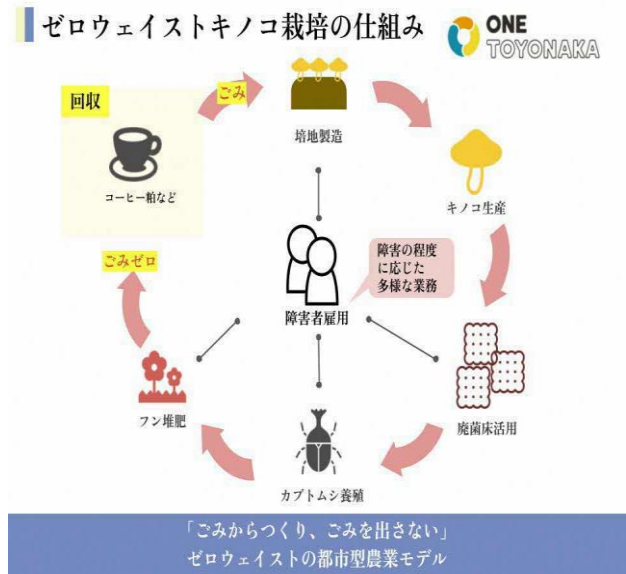
対象事業	内 容
豊中まつり・農業祭 農産物直売会	8月開催の豊中まつり、11月開催の農業祭において、地場産野菜を市価よりも安く市民に提供したことに対する補助
地場産農産物直売会	定期的または臨時的に開催する朝市・直売会において地場産野菜を市民に提供する事業に対する生産奨励金
農産物直売所事業	月2回以上開催する農産物直売所の運営に係る運営消耗品等に対する補助
学校給食用野菜供給 推進事業	地産地消と食育に寄与することを目的に学校・保育所給食に副食用野菜を供給する事業に対する生産奨励金

④学校空き教室を活用した民間事業者による農産物栽培の取組

社会問題をビジネスで解決するソーシャルビジネス*を専門とする**企業**が、廃校になった旧野田小学校の空き教室を活用して、コーヒーかすを再利用した培地でキノコ栽培を行っています。

栽培したヒラタケなどのキノコは地元小売店や、公共施設における朝市などで販売を行い、地域交流も兼ねた取組を行っています。

また、栽培後の培地(廃菌床)をカブトムシの幼虫の餌として成虫を育てるとともに、出た糞を堆肥として地域の園芸店などに提供することにより資源循環型農業の仕組みを目指しています。本事業では、運営スタッフとして障害のある人も正規雇用しています。



出典：株式会社ボーダレス・ジャパン

(6)市民農園・体験農園等に関する取組

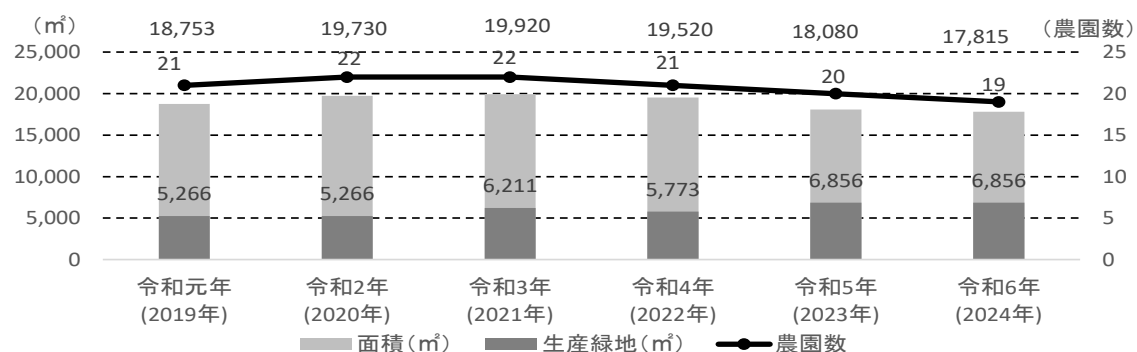
①市民農園

市内農家の協力により、令和6年度(2024年度)現在、市内19農園(面積:17,815㎡)、735区画の市民農園が開設されています。

1区画約15㎡、利用期間約2年間で、2ブロックに分け毎年交互に利用者を募集しています。市民農園に対する市民のニーズは高く、定員に対する全体の平均申込倍率は2倍程度の状況となっています。

農業委員会では「市民農園運営助成要綱」(平成4年(1992年)4月)を定め、市民農園の開設を支援しているほか、「市民農園栽培講習会」を開催するなど市民の利用促進に努めています。

市民農園数と面積の推移



【参考】豊中市市民農園運営助成要綱(抜粋)

○第1条(目的)

この要綱は、市民が土に親しみ収穫を喜びとする園芸の場(以下「市民農園」という。)の提供の促進を図ることを目的に開設されている市民農園の助成に関し、市民の健全な余暇活動を増進し、農地の保全と農家の経営安定に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

豊中市市民農園の所在地及び区画数(令和6年度(2024年度))

番号	農園名	区画数	農地面積	所在地番	生産緑地
1	旭丘	23	647㎡	旭丘46	
2	上野坂2丁目	40	1,534㎡	上野坂2-1015-1	○
3	上野東2丁目A	53	1,305㎡	上野東2-1338	
4	岡町南	58	1,389㎡	岡町南3-165-1.2	○
5	浜1丁目	26	482㎡	浜1-480-1	○
6	浜2丁目B	57	1,246㎡	浜2-597-1	
7	浜3丁目B	39	645㎡	浜3-661.666-1	○
8	東泉丘4丁目B	61	1,747㎡	東泉丘4-3779-2.3781.3342-1	
9	向丘1丁目A	8	412㎡	向丘1-2-14.15.19	
10	旭丘B	20	543㎡	旭丘42.43.44	○
11	北桜塚	45	1,021㎡	北桜塚3-113	
12	熊野町4丁目	44	1,089㎡	熊野町4-34-1	
13	庄内栄町4丁目	86	1,474㎡	庄内栄町4-75-1.77-1	
14	西緑丘C	27	569㎡	西緑丘3-2050.2053	
15	東泉丘1丁目B	42	1,083㎡	東泉丘1-2360-1	○
16	東泉丘1丁目C	16	430㎡	東泉丘1-2383-1	
17	緑丘B	16	334㎡	緑丘4-600	
18	向丘E	14	285㎡	向丘1-4-24.35	
		20	400㎡	向丘1-4-25.26	
19	若竹町1丁目A	40	1,180㎡	若竹町1-2610-1	○
合計		735	17,815㎡		6,856㎡

注:1区画は約15㎡

②農業体験

令和4年度(2022年度)から市内農家グループ(豊中ファーマーズ:会員14名)に事業委託し、初めて農業体験したい市民を対象に約半年間、サツマイモやタマネギの栽培を体験してもらうことで「農のある暮らし」を実感していただく取組を行っています。令和5年度(2023年度)は上半期(サツマイモの栽培体験)が20世帯・63人(大人35人、子ども28人)の参加、下半期(タマネギの栽培体験)が20世帯・59人(大人42人、子ども17人)の参加がありました。農業体験は毎回20組の定員に対し、2倍程度の申込状況となっています。

令和6年度(2024年度)からは、豊中ファーマーズが主体となり、農業体験の参加者等の中から継続的に農業に従事したい方を対象に農業指導を行い農作物の栽培に取り組んでいます。

③花畑(レンゲ畑)の開放

小学校等の体験学習の場や市民がレンゲつみなどを楽しむ場としてレンゲ畑の開放を推進し、農地の有効活用・景観形成及び市民が自然とふれ合う機会を提供しています。

令和6年度(2024年度)には、17,268.49㎡(農地所有者8人)が開放され、こども園、幼稚園、小学校等ののべ17団体、1,066人の児童がレンゲつみなどを楽しんでいます。

また、毎春恒例の「ふれあい緑地フェスティバル」開催時にあわせ、会場南側農地のレンゲ畑を開放しています。



④農と食の体験活動「とよっぴー農園」

「緑と食品のリサイクルプラザ(平成14年(2002年)開設)」では、学校給食の調理くずや食べ残しに街路樹などの剪定枝を混ぜて、堆肥(土壌改良材)「とよっぴー」を製造しています。

平成16年(2004年)に発足したNPO法人*花と緑のネットワークとよなかは、「とよっぴー」を製造・有効活用するとともに、「とよっぴー農園」(約1千㎡)での「農業体験や食育の取組などを行っています。

これまでに、親子や市民、小学校を対象に「お米作り」の支援と共同作業、収穫後の農と食を中心とした出前授業と試食会等を実施し、多くの市民が参加しています。



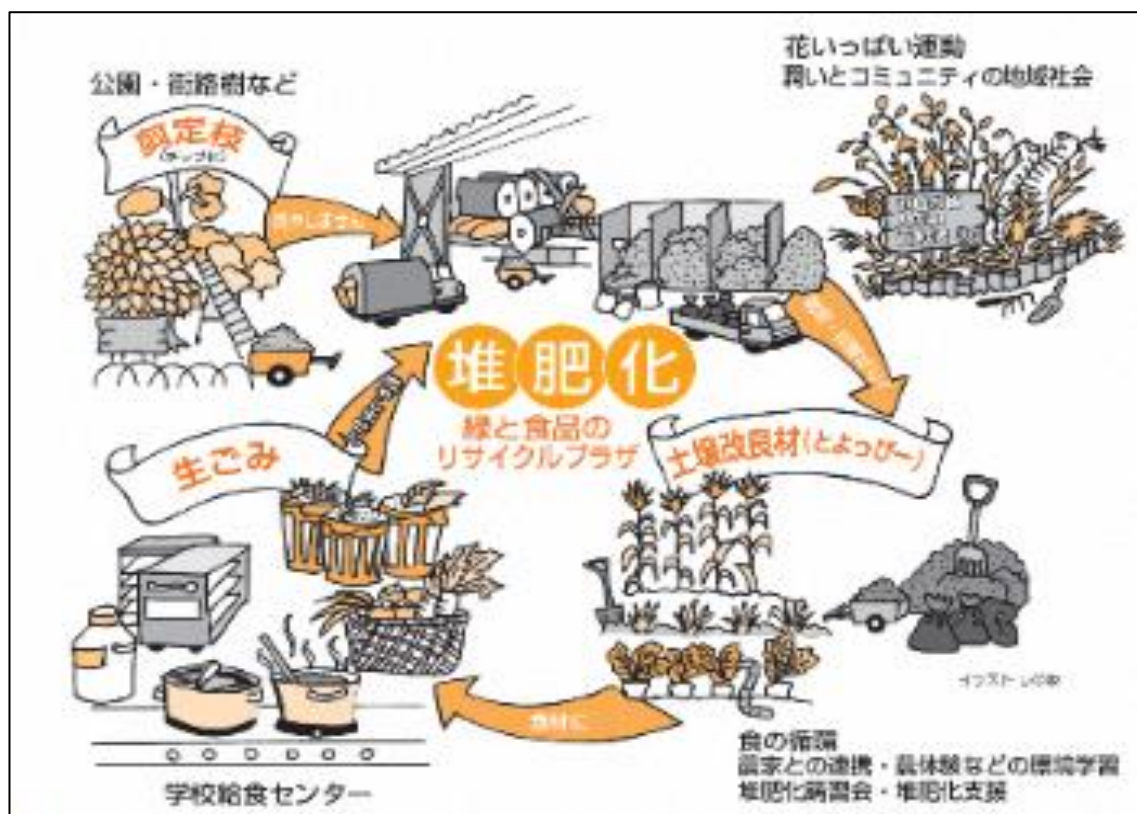
出典:NPO法人花と緑のネットワークとよなか

【参考】堆肥(土壌改良材)「とよっぴー」について

令和5年度(2023年度)は、学校給食センターから排出された生ごみ約155tと、街路樹等の剪定枝約119tを混ぜ、約3～4か月の発酵・熟成の過程を経て、約85tの堆肥「とよっぴー」を製造しました。



堆肥による循環



出典：NPO法人花と緑のネットワークとよなか

⑤社会福祉協議会による「豊中あぐりプロジェクト事業」

豊中市社会福祉協議会が主体となり、都市型農園を拠点に人と人との繋がり、ふれあい、認め合い、支え合う共同空間(コモンズ)を創造することで、社会参加(特に男性)を促進し、地域福祉の担い手づくりを目的とした「豊中あぐりプロジェクト事業」を平成28年(2016年)より実施しています(令和5年(2023年)6月現在、市内8カ所で農園を運営)。運営は社会福祉協議会が運営委員会を組織し、男性限定の会員制で季節野菜の栽培や収穫体験、朝市の実施、収穫した野菜を地域のこども食堂へ提供する等の活動を行っています。

⑥小学校と公民分館、農業者が連携した農業体験

箕輪小学校と公民分館、地元農家との連携により、小学校内に整備された「すくすく農園」において、5年生による米づくり体験や各学年での野菜づくりを行う農業体験が行われているほか、「すくすく農園だより」を定期的に発行して、保護者のみなさんへも周知が行われています(平成30年(2018年)より実施)。



3 現行計画の進捗状況と課題

(1) 現行計画の進捗状況

現行計画に沿って令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)に取り組んだ内容、また、取組の進捗状況を踏まえた今後の方向性を下記に示します。

施策	取り組んだ内容	進捗状況 (○成果、△課題)	今後の方向性
基本的方向1 生産者が農業を続けられる環境づくり			
1-1 営農継続に向けた支援と多様な担い手の確保			
① 農地保全に 向けた農地 所有者への 情報提供	農地台帳等申告書調査時に生産緑地等農地の活用に関する文書を配布し啓発。	○生産緑地の貸借等による農地保全化促進。 △効率的・効果的な周知。	【継続】 保全に大きな影響がある継承(相続の発生)に農地保全に向けた情報提供や相談事業。 HP等を活用した新たな提供方法の創出。
② 農地利用の 最適化推進	新規就農希望者と農地貸借のマッチング。	○農地の維持と新規就農者の支援。 △制度の周知と情報の一元化。	【拡充】 新規就農希望者や意欲的な農業者に対し、農地のマッチングを推進し、生産性向上を支援。
③ 栽培技術の 向上に向けた 取組支援	農業経営者協議会研究部会における先進地の視察研修実施。	○農業栽培技術の向上に寄与。 △研修参加者の拡大と習得技術の実践化。	【継続】 農業振興の一環として、農業経営に必要な技術と知識の習得に資するため、農業先進地技術交流会への農業者の参加を支援。
④ (仮称)「援農 隊」による農 地の保全 ・活用 チャレンジ プロジェクト①	令和2年度(2020年度)、4年度(2022年度)、5年度(2023年度)に、協働事業市民提案制度において事業者を公募。	○事業に関心がある団体との意見交換実施。 △事業者が参加しやすい事業内容への見直し。	【見直し・整理】 コミュニティ農園や新規就農希望者育成と農地のマッチングを進める中で、農に関心のある参加者の中から援農担い手を見出す。
1-2 豊中農業の強みを生かした農業経営の安定			
① 市内事業者による豊中市産農産物の利活用 チャレンジ プロジェクト②	令和2年度(2020年度)市内焼菓子店にレモンを出荷。 令和5年度(2023年度)市内食品製造業者にジャガイモ、市内レストランに野菜全般を出荷。	○シフォンケーキの材料としてのレモン出荷及びレストランの食材としての野菜出荷による市内農産物活用促進。 △農産物を提供する側と希望する側のマッチングと継続化。	【継続】 市内の食品製造業や飲食店等から一定のニーズがある豊中市産農産物について、農業者と事業者のマッチングを行い、豊中市産農産物の利活用。
② 農業経営者協議会研究部会等との連携の推進	農業経営者協議会研究部会を開催し、ふれあい緑地フェスティバル等各種イベントにおける農産物の提供。その他、学校給食食材への提供。	○市内農産物生産者との連携による地産地消の推進、都市農業啓発の促進。 △新規生産者の参入と新たな取組。	【継続】 農業経営者協議会研究部会及び農業協同組合等との連携・協働の強化による地産地消の推進、都市農業の啓発、緑地空間としての農地の活用。

施策	取り組んだ内容	進捗状況 (○成果、△課題)	今後の方向性
③ 農業施設等の導入支援	上限10万円とし、農機具の購入助成。	○設備等設置による市内農家の近代化促進。 △今日的状況に効率的効果的な補助制度の見直しと農家への制度周知。	【継続】 農業者の高齢化、酷暑化における農作業への対応も含めた効果的、効率的な農業施設等の導入、生産性の向上、農業経営の安定化。
④ 農業共済の加入支援	営農計画書を営農者へ送付する際における農業共済への加入促進。	○制度周知による加入効果と経営の安定化。 △メリット周知によるさらなる加入者増。	【継続】 農業者が不慮の事故によって受ける損失を補てんし、農業経営の安定化を図るための農業共済への加入促進。
⑤ 転作*作物に対する支援	農業経営者協議会研究部会におけるケヤキ茄子苗の配布、生産奨励。	○市内農家の生産意欲拡大と農業祭等への出荷による地産地消推進 △地域振興作物としての市内全域への普及化。	【継続】 地域振興作物等を生産販売し農家の支援。

基本的方向2 多面的な機能を発揮した、農地の積極的な保全・活用

2-1 多面的機能を発揮した取組の推進

① 高齢者社会福祉施設における農作業プログラムの推進 チャレンジプロジェクト③	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき、高齢者施設等が農家と使用貸借契約を締結し、施設利用者の農作業活動プログラムが実現。	○介護予防や心身の健康維持等団体活動目的への寄与と農地の維持保全化。 △利用希望者と農地の提供者とのマッチング。	【継続】 農業者と連携し、社会福祉施設や市民団体等における農業プログラムの推進支援。
② 農地の有効活用・景観形成及び市民が自然とふれあう機会の創出	レンゲ畑を開放し、農地の有効活用を図りながら市民に花とふれあう場を提供する農家へ交付金を交付。	○農家の経営安定と、市民福祉の増進、都市景観確保への寄与 △新規農業者の参入と多様な場所での実施。	【継続】 レンゲ畑を開放した農地所有者に対し助成金を交付、市民が自然とふれあう機会の創出を図り、多面的機能を維持・向上。
③ 多面的機能の維持・向上	地元住民と協力し、水路の泥上げ、農道の草刈り等の農地維持共同活動をした団体に交付金を交付し農地の保全。	○農地の多面的機能の向上と農地保全。 △新規団体の参入。	【見直し・整理】 施策整理し、2-1②に統合。
④ 災害時の防災機能の向上	農地所有者と接する機会をとらえた「防災協力農地*制度」の周知。	○防災協力農地制度の理解促進。 △登録ニーズの調査と登録者の発掘。	【継続】 災害発生時における生活用水の確保や資材置き場としての「防災協力農地制度」の周知と登録ニーズの調査。

2-2 生産緑地の積極的な保全・活用

① 農地パトロール事業による農地保全の推進	農業委員、農業委員会事務局職員とで6月中旬から7月中旬にかけ市内全農地パトロールを各年実施。遊休農地0を維持。	○農地所有者への適正指導による農地の保全化。 △効率的なパトロール実施。	【継続】 保管理されていないと思われる農地についての管理状況の確認と適正な管理指導により農地保全を推進
② 生産緑地制度	農地台帳等申告書調査時に文書を配布し啓発。	○生産緑地制度の理解促進。	【継続】

施策	取り組んだ内容	進捗状況 (○成果、△課題)	今後の方向性
の活用		△効率・効果的な周知。	生産緑地の面積要件引下げや特定生産緑地等、生産緑地制度の効果的な周知。
③ 特定生産緑地の指定	都市計画課と連携し、特定生産緑地指定にともなう説明会を実施。	○対象生産緑地の特定生産緑地指定促進。 △特定生産緑地指定しなかった農地への対応	【見直し・整理】 施策整理し、2-2②に統合。
④ 都市農地の貸借円滑化	新規就農希望者と農地貸借のマッチング。	○農地の維持と新規就農者の支援。 △制度の周知と情報の一元化。	【拡充】 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」を踏まえ、意欲ある農業者や事業者等と農地所有者のマッチング。

基本的方向3 豊中の「農や食」を通じた、市民の豊かな暮らしの実現

3-1 市民に対する豊中農業への一層の理解(認知)

① 豊中農業・農地に関する市民への啓発	HPやSNS*等の広報媒体やイベントを通じた啓発と地産地消の販売機会を通じた啓発活動。	○豊中農業、農地に関する市民理解の促進。 △ICT等活用による新たな情報発信。	【継続】 豊中農業・農地の大切さや多様な機能について、より多くの市民に理解してもらえるようさまざまな場面において啓発。
② 豊中市産農産物の購入機会の拡大 チャレンジプロジェクト④	定期開催の直売や朝市実施による市産農産物購入機会の創出。	○既存施設を活用した生産農家との連携による地産地消の推進。 △販売農家増に向けた出荷手間の簡素化等、出荷しやすい環境づくり。	【継続】 定期開催の直売や朝市の継続・発展と、市民団体や事業者との連携による既存施設等を活用した定期・随時を問わない市産農産物購入機会の拡大。
③ 学校給食での豊中市産農産物の利用促進	農業経営者協議会研究部会やJAと連携した市内農家による学校給食へのタマネギの提供。	○学校給食への導入による子どもたちへの食育推進への寄与。 △安定した数量の確保と多種多様な農産物提供に向けた農家支援	【継続】 学校給食における豊中市産農産物の利用促進に向けた実施計画づくり等、関係者による継続検討。
④ 新鮮で安全な農産物の提供と地産地消の推進	新鮮で安全な食の実現と地産地消を推進することを目的に補助金を交付。	○市内農家による学校給食やイベント等における地場農産物出荷支援及び地場産農産物提供による市民理解促進。 △出荷しやすい環境づくりと新規参入拡大。	【継続】 農業者及び農業者団体が学校給食等への地場産農産物の出荷及び市民に対する地場農産物の直売を行った場合、また、市民団体や事業者等による地産地消事業において、その費用の一部を補助。
⑤ 農業祭の開催	11月～12月の各年、市民と農業者との交流の場とし、地産地消のPRを目的に開催。	○当市農業振興の市民理解促進。 △新規農業者の参加や確保。	【継続】 市民と農業者との交流の場として、市民の農業に対する理解と認識を深めるとともに地産地消を広くPR。
⑥ とよっぴー(堆肥)を活用した取組の推進	堆肥を農業者に配布し、活用するとともに「緑と食品のリサイクルプラザ」や多様なイベントでの販売を通して理解醸成に努めるとともに豊中農業の理解促進を図った。	○定例販売会やイベントを通じた市民への普及と理解促進。 △様々な機会を通じたさらなる普及促進。	【継続】 給食の調理くずや食べ残し、街路樹の剪定枝を混合し発酵・熟成させたとよっぴー(堆肥)の農業者及び市民への普及と市民への豊中農業の理解促進。あわせて、環境負荷低

施策	取り組んだ内容	進捗状況 (○成果、△課題)	今後の方向性
			減を目標とした大阪エコ農産物の消費推進。
3-2 地域コミュニティと連動した農地の活用			
① 市民農園の 整備・運営 支援	1区画約15㎡、利用期間約2年間で、2ブロックに分け毎年交互に利用者を募集。	○市民への余暇を楽しむ場の提供と農の普及促進に寄与。 △市民農園減少傾向に伴う新規農園開設。	【拡充】 市民の余暇を楽しむ場を提供する市民農園について、運営費の助成をはじめ、整備・運営がしやすいよう支援するとともに、市民活動団体等と連携し、余暇目的に留まらない新しいコミュニティ農園実施により、人材発掘や食農等教育の機会を創出。
② 田植え・ 稲刈り体験 の推進	用水確保が困難により田植え・稲刈りは調整がつかず。農業者と連携し、代替に玉ねぎ・さつまいもの苗付けから収穫までを体験する農業体験を実施。	○農のある暮らしを体験してもらうことによる、農業理解促進と健康増進や食育への寄与。 △新規実施場所や実施者の確保。	【拡充】 農業者と連携し、市民を対象とした田植え・稲刈り等農業体験を企画・実施、農のある暮らしの普及促進
③ 市民団体と 連携した農地 の保全・活用 チャレンジ プロジェクト⑤	都市農地貸借法による生産緑地の貸借制度の活用により、営農困難な農地について国際交流市民団体等とのマッチング実現。農地の維持保全と、団体活動の支援を実施。	○市民団体のニーズ達成と農地の維持保全 △貸す方と借りたい方への適切なマッチング支援。	【継続】 「食育」、「料理」、「健康」などをテーマに、豊中市産農産物や農地の活用したい市民団体と農業者との連携を図り、農地の保全・活用を図るとともに、市民団体のさらなる活動推進を支援。チャレンジプロジェクト5(市民団体と農業者のマッチング)に関しては、2-1①に統合。
その他			
生産緑地面積	多様な機能をもつ都市農地の保全を図るため、農地保全に有効な生産緑地指定について令和元年度(2019年度)から追加指定を開始。	○生産緑地に指定することによる農地保全効果。 △生産緑地指定の促進。	【見直し】 生産緑地の面積要件引下げ等に伴う農地所有者等への制度周知。指定が一定進んだ中における目標面積の見直し。

(2)数値目標の達成状況

中間見直し時点における現行計画の数値目標の達成状況は下記のとおりです。

			当初値 (令和元年度) (2019年度)	目標値 (令和6年度末) (2024年度末)	実績値 (令和6年度末) (2024年度末)
1	チャレンジ プロジェクト①	(仮称)援農隊への参加者数	－	10人	0人
2	チャレンジ プロジェクト②	豊中市農産物の利活用により 製造された商品	－	2種類	1種類
3	チャレンジ プロジェクト③	農作業をプログラムに取り入れ た高齢者社会福祉施設等の数	－	2施設	3施設
4	チャレンジ プロジェクト④	既存施設等を活用した新たな 販売機会の創出	－	2か所	2か所
		定期開催している朝市・直売所	6か所	7か所	8か所
5	チャレンジ プロジェクト⑤	マッチングにより農地を活用し た市民団体等	－	2団体	1団体
6	その他	市民農園	21か所	26か所	19か所
7	その他	体験型農園	－	3か所	1か所
8	その他	生産緑地面積	37ha	40ha	37ha

4 農業者等の意向・ニーズ

市内での農業に関する取組状況や農地活用の意向を把握するため、市内農業者(各地区の代表的な農業者等)、市民団体等を対象にヒアリング調査を実施(令和6年(2024年)8月上旬に実施)。

(1) 農業者の意向・ニーズ

① 現在の取組 状況など	●農業経営 ・農地を守るために農業を続けており、収入をめざして耕作するものではない。 ・「農業所得のみで生活すること」を目的に営農される方は市内にいないのでは。 ・農業をやめるタイミングがなく、「特定生産緑地の更新時期」、「農業機械の更新時」が転機となる可能性がある。 ・建物が農地周辺にあることで、日照時間が短く、街路灯の明るさも品質に影響している。 ●体験イベント等 ・小学校の学校田の管理を行い、農業体験、食育活動を担っている。 ・保育所から依頼があり芋ほり体験をしている。芋づるを切る作業などは保育園で担っていただいており、負担は少ない。
② 農地の貸借	・地域の農業者は「農地を貸すと、適切に管理されず、返ってこない」などのイメージがある。 ・農地貸借の支援制度があることが農業者に知られていない。円滑に継承していけるよう周知が重要。 ・新規就農は、「研修を十分に受けて就農すること」が大事であり、貸してもよいかを見極める人や仕組みも重要である。 ・地域の農業者は「農地を貸すこと」に抵抗感があるため、農地貸借には農地中間管理機構が入るとともに、将来に問題とならないよう適切な手続きをとることが重要である。
③ これからの 豊中農業 に向けて	●新たな担い手の確保・育成 ・農地の前を通る人から「農作業をさせてほしい」と言われることがある。農家以外で農作業をやりたい人は多くいるように思う。新たな担い手としてアプローチしてはどうか。 ・新規就農に向けては、体験農園で入口をつくり育成を図る、市民農園を何年もされている方にアプローチをしてはどうか。 ●ブランド化 ・「豊中ブランド」を作るのであれば、野菜より果物の方が取り組みやすいのでは。 ・例えば、いちごやブルーベリー農園などは、時間や熱量が必要であるが、売れる商品づくり、農業経営モデルは作れるだろう。JAとの連携、モデルとなる先輩農家がいることが重要である。 ●地産地消(マーケットの多さを生かす) ・豊中農業の強みは、マーケットが多いことである。農業者は作ることだけに専念し、お客さんが畑に買いに来る経営モデルは1つの理想である。 ・「自転車で通える」を強みに、体験農園型でさつまいもやタマネギを自分で収穫して持って帰る取組をしてはどうか。 ●子どもの体験・食育など ・子どもたちに対して、食べ物大切さ、農地の必要性を伝えており、このような取組を農地で実施したい。「学校の近くに農地があること」が条件になる。 ・さつまいもの体験農園は広げやすい。さつまいも堀りは、市内では保育園と農家の個人的なつながりで実施されているケースが多いため、仕組み化、制度化することで推進しやすくなる。市が間に入ることで信頼感が増す。

	●その他、農地の新たな活用 ・都市農地は災害対策になるため、残さなければならない。 ・「農作物を作って売る」だけの機能ではなく、「コミュニティの場所」にしていくことが重要である。 ・「楽しい取組」でないと続かない。「楽しい」を拡げていくことが大事である。 ・SNSでボランティアを募り農作業に参画いただく取組(＝農業を通じて地域の方と知り合う取組)が豊中市でも拡がればよい。 ・農福連携*、援農などのマッチングはかなり難しい。複数品目を同時に作っているため、単一した作業が頼みにくい(作業を選ぶ必要がある)。
--	---

(2)市民農園のオーナーの意向・ニーズ

① 運用状況	●オーナーとしての管理内容 ・オーナーの作業として、区画割り、区画周辺の草刈り、水道の管理がある。 ・4～5月の更新時期に片付け(ごみの廃棄や原状回復等)と区画割り作業(採寸や土の高さ調整等)が必要であり、その作業が負担である。 ・その他、ごみの廃棄や、農機具が勝手に置かれないう張り紙を設置する、管理できなくなった利用者への対応などがある。 ●利用者との関わり ・利用者からは質問を受けた時には答えるようにしている。 ・利用者への対応は、利用者ごとに変わらないよう留意している。
② 今後の取組に向けて (アイデア等)	・区画割り作業の負担軽減から、2年契約ではなく3年契約にしてはどうか。 ・オーナー全体の連絡会議が過去に開催されていたが現在はないため、他のオーナーとの交流はなく、情報が入ってこない。 ・市民農園の開設に向けて、「運営するにはどのような作業があり、どのくらいの負担があるか(作業、時間、金額など)」を見える化することが重要である。 ・トラクターがあれば、市民農園は開設しやすいが、水道を引いてくる必要があり、設置に費用がかかる。 ・また、土の補助があれば助かる。土が減っていくことは考えられる。 ・現在の枠組みではなく、「親子向けの農園」など、テーマ性を持たせた農園があってもよい。 ・アドバイザーが定期的に来てもらえる取組があると、利用者も喜ばれるのではないか。

(3)農業に係わる市民団体等の意向・ニーズ

① 取組状況	・12月から4月はさつまいもを育てており、他にも季節ごとに収穫体験を実施している(収穫体験、自然農園など)。また、農業体験と合わせて、堆肥、資源循環、食べ残し、調理くずの話などを行っている。 ・また、学校田がある小学校において出張授業を行っている。
② 今後の取組に向けて (アイデア等)	・学校農園のような取組があれば、関わることはできそうであり、市民団体の目的とも合ってくるためやってみたい。 ・農地に限定せず、肥料バックなどで農作物や植物を育てる取組が市民運動として広がっていくことに関心がある。

5 市民農園利用者の意向・ニーズ

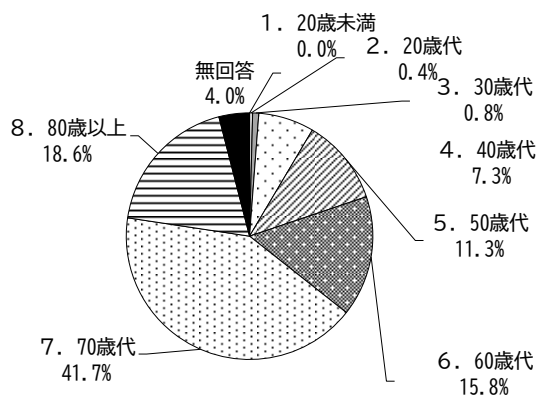
- 令和6年(2024年)9月実施。郵送による配布回収
- 対象は、現在、市民農園を利用している市民 300件
 - ※市内農園利用者(735名)のうち、①複数回利用している市民の全数(262名)、②初めて利用する市民から無作為抽出(38名)
- 有効配布数300、有効回収数247、回収率82.3%

※回答者数(n)は247です。

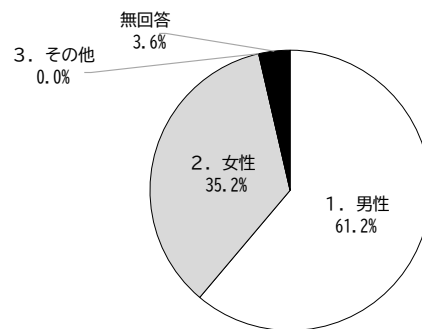
(1)回答者の年齢・性別

- 回答者の年齢は、「7. 70歳代」が最も多く約42%、次いで「8. 80歳以上」が約19%、「6. 60歳代」が約16%などとなっています。
- 回答者の性別は、「1. 男性」が約61%、「2. 女性」が約35%などとなっています。

回答者の年齢



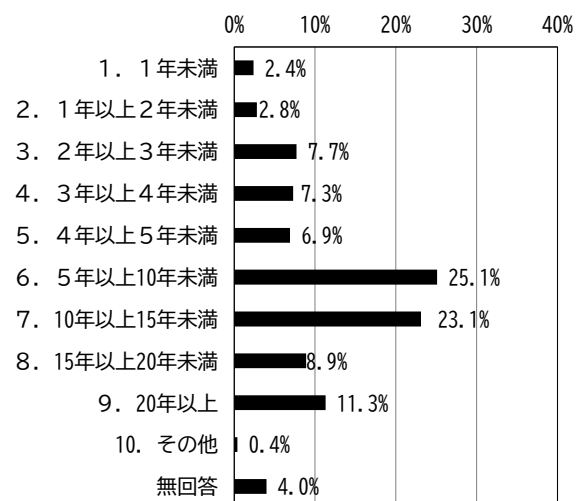
回答者の性別



(2)市民農園の利用年数(総年数)

- 「6. 5年以上10年未満」が最も多く約25%、次いで「7. 10年以上15年未満」が約23%、「9. 20年以上」が約11%などとなっています。
- 「5年以上」が全体の約7割を占めています。

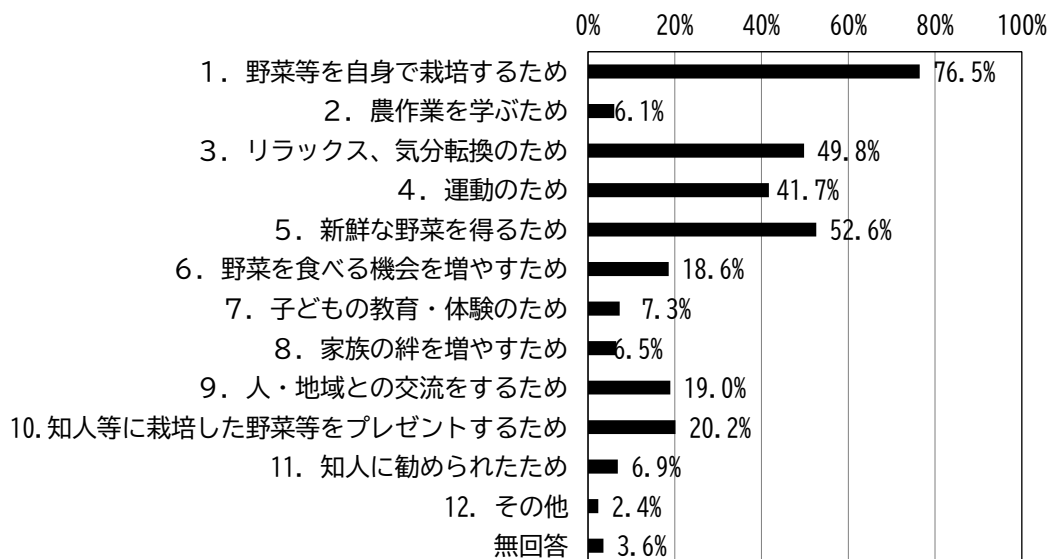
市民農園の利用年数(総年数)



(3)市民農園を利用したきっかけ(複数回答)

○「1. 野菜等を自身で栽培するため」が約77%、次いで「5. 新鮮な野菜を得るため」が約53%、「3. リラックス、気分転換のため」が約50%などとなっており、単に野菜を栽培・収穫するだけでなく、さまざまなきっかけで利用されています。

市民農園を利用したきっかけ(複数回答)

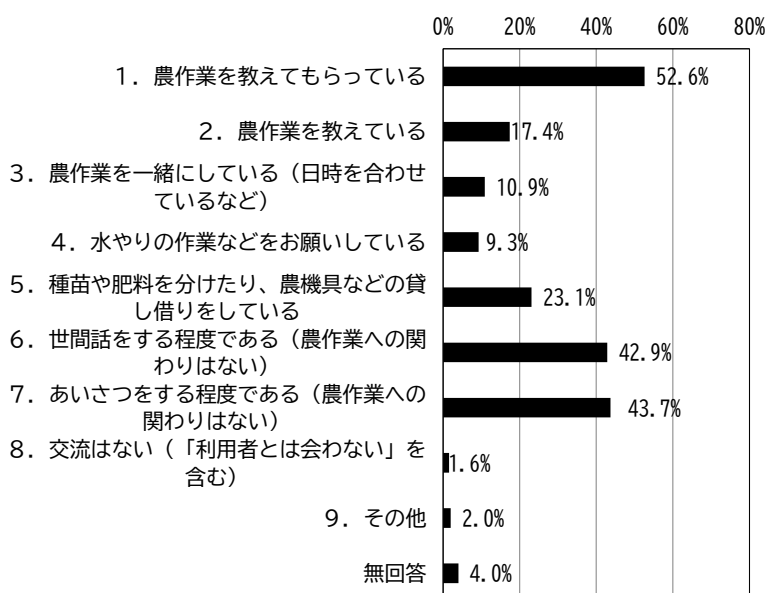


(4)他の利用者との交流状況(複数回答)

○「1. 農作業を教えてもらっている」が最も多く約53%、次いで「7. あいさつをする程度である(農作業への関わりはない)」が約44%、「6. 世間話をする程度である(農作業への関わりはない)」が約43%などとなっています。

○半数以上の利用者が農作業を通じて、他の利用者との交流が行われています。

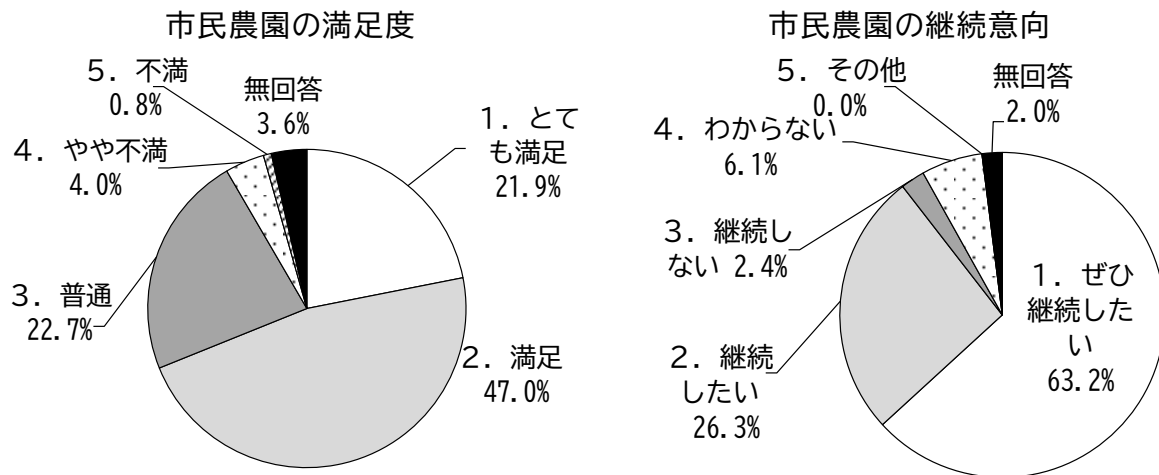
他の利用者との交流状況(複数回答)



(5)市民農園の満足度・継続意向

○市民農園の満足度は、「満足(「1. とても満足」・「2. 満足」の合計)」が約69%、「普通」が約23%、「不満(「4. やや不満」・「5. 不満」の合計)」は約5%などとなっています。

○市民農園の継続意向は、「継続したい(「1. ぜひ継続したい」・「2. 継続したい」の合計)」は約90%、「3. 継続しない」は約2%などとなっています。



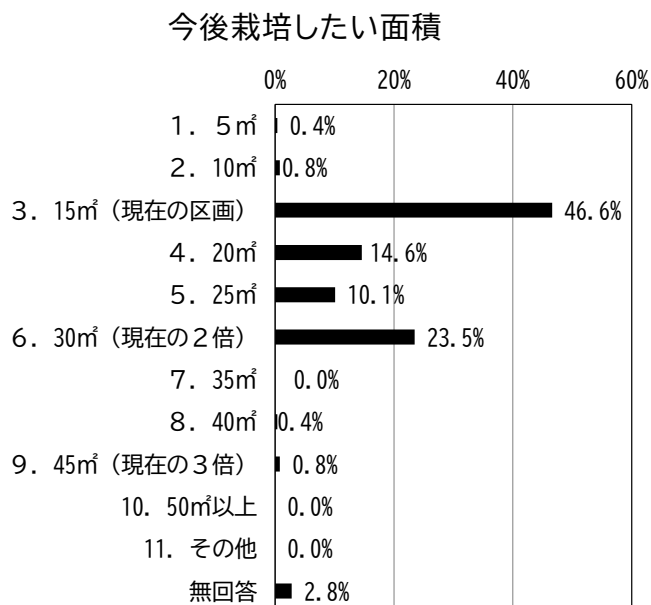
■市民農園を利用してよかったこと(主な回答)

- ・ 専業農家の大変さを再認識できた。
- ・ 植物の成長を身近に感じることができる。
- ・ 四季を感じられる。
- ・ 本当の野菜の味を知ることができ、食生活が豊かになりました。
- ・ 自分の体力で計画的に作業ができ、ストレスがなくなった。
- ・ 健康的で生活のリズムができました
- ・ 農作業を通して心が豊かになったような気がします。
- ・ 収穫したものを友達に食べてもらい、とても感謝されました。
- ・ 子どもや孫が来た時のおみやげにするのが楽しみです。
- ・ 一人暮らしで時間つぶしができてよい。
- ・ 夫婦で共通の趣味が持てたこと
- ・ 子どもたちが収穫することのよろこびを知ったこと。
- ・ 畑に行けば人と世間話ができ、友達ができた。
- ・ 地域外の同年齢以外の人と親しくなった
- ・ ベテランの方や開設者の方に色々教えていただいたり、お話できることが楽しい。
- ・ 他の利用者とは月に1回、農園懇親会と称して農園の仲間と飲んでいます。
- ・ 毎日のように農園に来ている人とは個人的な交流がある。

(6) 今後の栽培意向

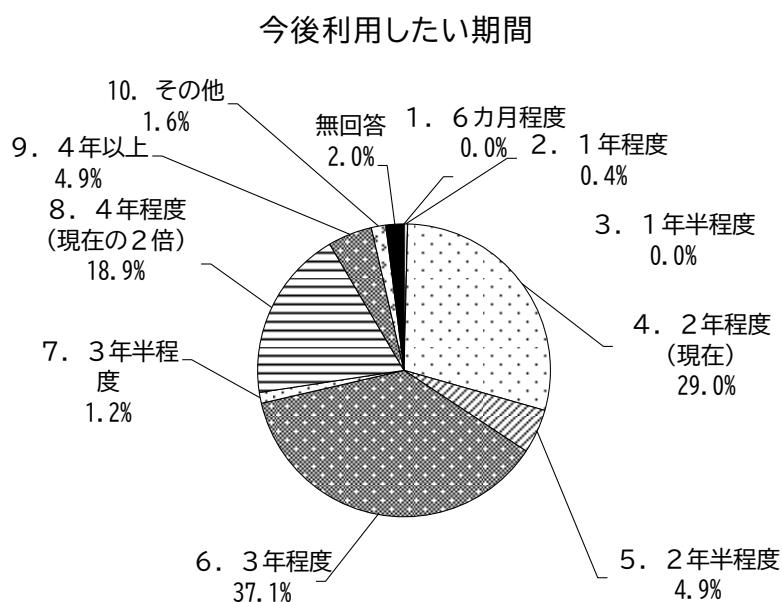
① 今後栽培したい面積 *現在は1区画・約15㎡

○「3. 15㎡(現在の区画)」が最も多く約47%、次いで「6. 30㎡(現在の2倍)」が約24%、「4. 20㎡」が約15%などとなっており、概ねすべての回答者が「現在の区画以上の面積」を希望されています。



② 今後利用したい期間 *現在は23か月(2年程度)

○「6. 3年程度」が最も多く約37%、次いで「4. 2年程度(現在)」が約29%、「8. 4年程度(現在の2倍)」が約19%などとなっており、概ねすべての回答者が現在以上の利用期間を希望されています。



(7)市民農園に求めるサービス

○下記サービスがあった場合の利用意向について、「利用したい(「1. ぜひ利用したい」・「2. 利用したい」の合計)」について、「⑧同じ区画を借り続けることができる」が最も多く約83%、次いで「⑬トイレがある」が約61%、「⑨希望すれば2区画以上借りられる」が約49%などとなっています。

○一方で、「3. 利用しない」は、「③日ごろの除草を担ってくれる」が約50%、「②日ごろの水やりを担ってくれる」が約48%、「⑩属性などに応じた区画分けがある(ファミリーゾーンなど)」が約41%などとなっています。

市民農園に求めるサービスと利用意向

凡例	1. ぜひ利用 したい	2. 利用 したい	3. 利用 しない	4. わから ない	無回答
①栽培に関する講習会(アドバイザーが教えてくれるなど) 4.0%	33.6%	35.2%	10.9%	16.2%	
②日ごろの水やりを担ってくれる 6.5%	25.9%	48.2%	6.5%	13.0%	
③日ごろの除草を担ってくれる 9.7%	21.1%	49.8%	6.5%	13.0%	
④種苗の準備がある 11.7%	26.7%	41.3%	7.7%	12.6%	
⑤肥料の準備がある 15.0%	33.2%	33.6%	6.1%	12.1%	
⑥農機具の貸し出しがある 14.6%	30.0%	37.7%	5.3%	12.6%	
⑦利用者どうしの交流イベントがある 4.9%	23.1%	39.3%	18.6%	14.2%	
⑧同じ区画を借り続けることができる 47.8%	34.8%	4.0%	4.9%	8.9%	
⑨希望すれば2区画以上借りられる 26.3%	22.3%	31.6%	10.1%	9.7%	
⑩属性などに応じた区画分けがある(ファミリーゾーンなど) 4.5%	14.2%	40.9%	25.9%	14.6%	
⑪駐車スペースがある 15.8%	25.9%	39.3%	7.3%	11.7%	
⑫休憩スペースがある 21.1%	33.2%	22.7%	10.9%	12.1%	
⑬トイレがある 32.0%	29.1%	21.5%	7.7%	9.7%	

(8)参加してみたい農に関する取組

○「利用したい(「1. ぜひ利用したい」・「2. 利用したい」の合計)」について、「③野菜・果樹に関する農業体験への参加」が最も多く約28%、次いで「④オーナー制度*への参加」が約19%、「⑤子どもの放課後の習いごととしての野菜づくり教室への参加」が約14%などとなっています。

参加してみたい農に関する取組

凡例	1. ぜひ利用 したい	2. 利用 したい	3. 利用 しない	4. わから ない	無回答
①農地管理や就農をめざした研修の受講 2.4%	8.5%	59.9%	15.0%	14.2%	
②水稲に関する農業体験への参加 1.6%	10.9%	58.7%	14.2%	14.6%	
③野菜・果樹に関する農業体験への参加 4.0%	24.3%	46.6%	12.6%	12.6%	
④オーナー制度への参加 4.5%	14.6%	51.8%	15.0%	14.2%	
⑤子どもの放課後の習いごととしての野菜づくり教室への参加 3.2%	10.5%	51.0%	20.2%	15.0%	

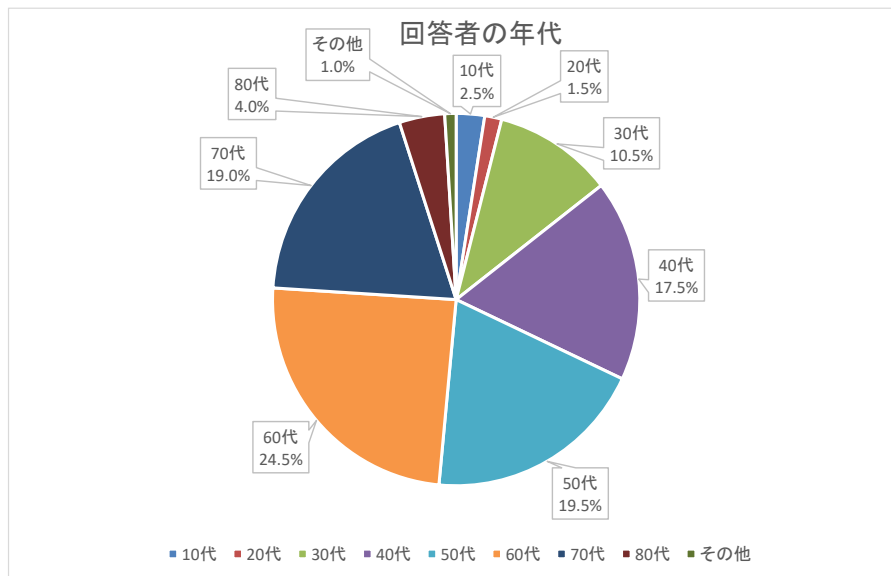
6 農業に関心がある市民の意向・ニーズ

○令和6年(2024年)11月実施。豊中市農業祭の会場で配布回収

○対象は、豊中市農業祭に来場した市民 200名

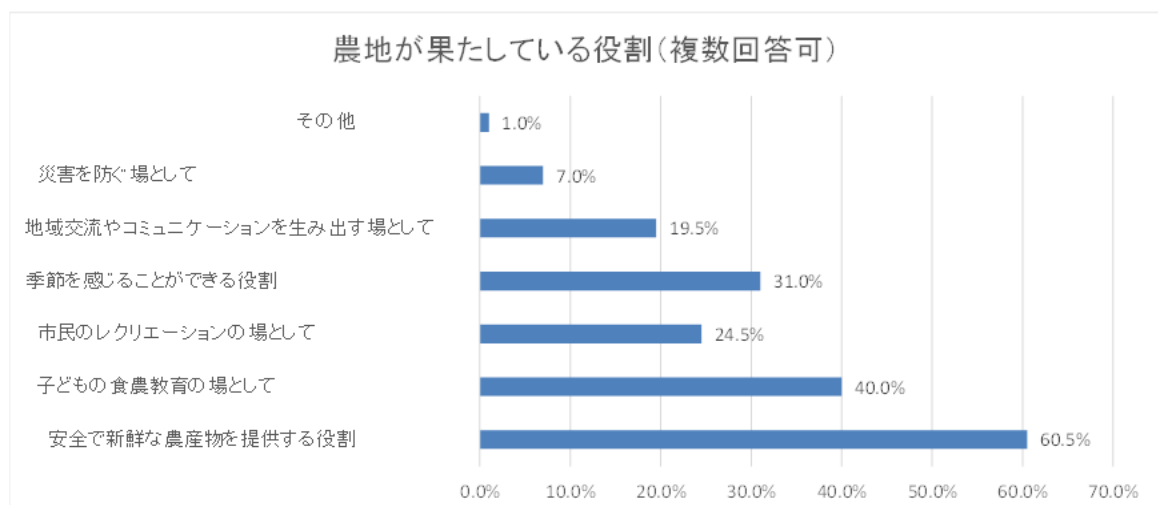
(1)回答者の年代

60代が24.5%と最も多く、50代が19.5%、70代が19%、40代は17.5%となっており、30代から70代までの幅広い世代から回答を得ることができました。



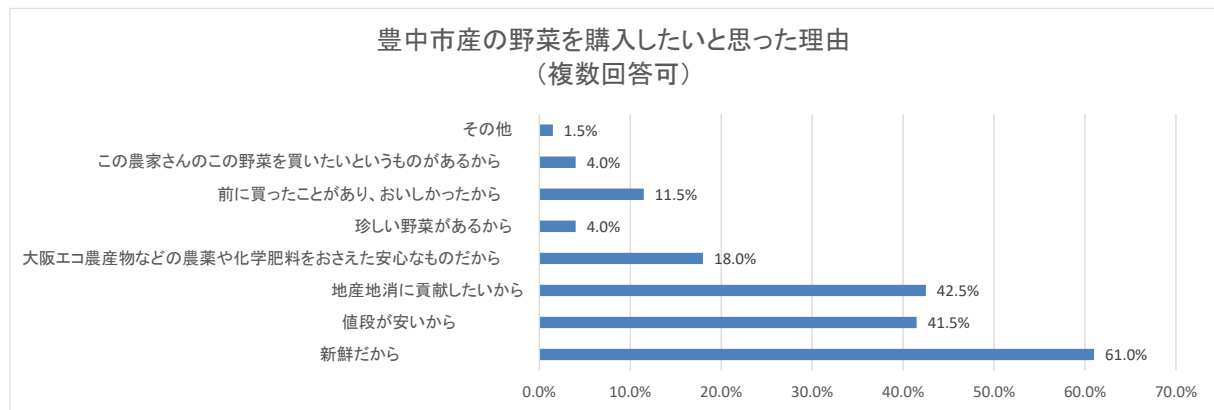
(2)豊中市内の農地が果たしている役割

「安全で新鮮な農産物を提供する役割」が約61%と最も多く、「市民のレクリエーション*の場として」が約25%、「子どもの食育の場として」が約40%の回答があり、農地を活用して教育やコミュニティ形成の場とすることへの期待が高いことがわかりました。



(3) 豊中市産の農産物を購入したい理由

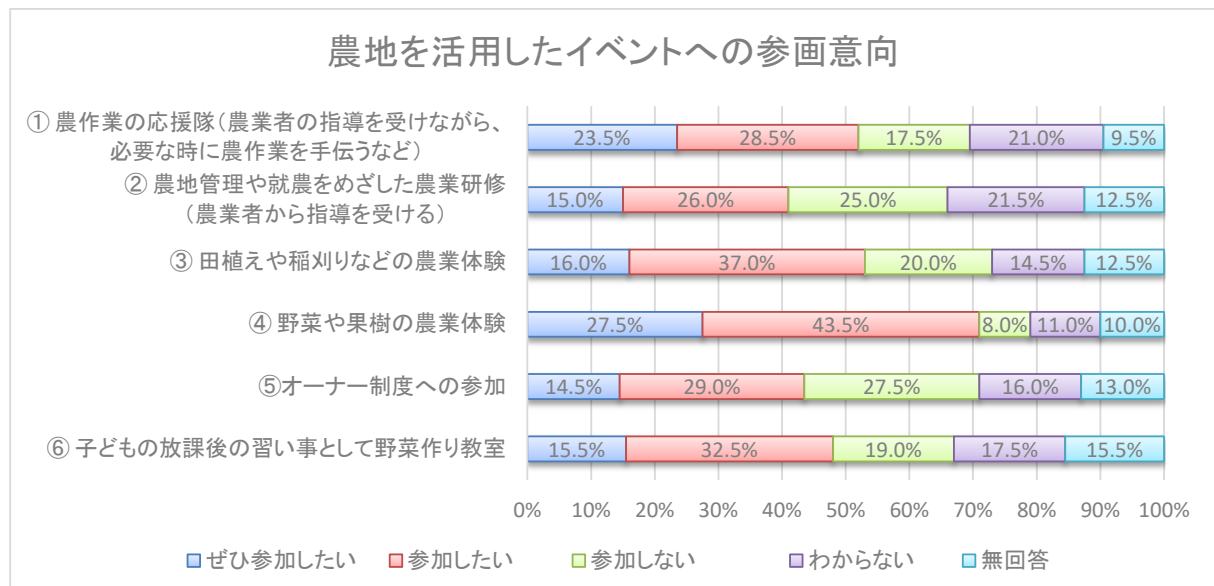
「新鮮だから」が約61%で最も多く、「地産地消に貢献したいから」が約43%、「農薬や化学肥料をおさえた安心なものだから」が約18%の回答があり、安心なものや地産地消への意識が感じられます。



(4) 豊中市の農地を活用したイベントや取組への参加意向

農業体験については、「田植えや稲刈り」約53%、「野菜や果樹」約71%が「ぜひ参加したい」または「参加したい」と回答しています。「農作業の応援隊」については、約52%が「ぜひ参加したい」または「参加したい」と回答しています。

農業者に教わりながら農業を体験したいというニーズが感じられます。



■豊中の農業についてご意見をお聞かせください。(主な回答)

- ・ 小学校の給食で豊中市産の野菜を食べていると聞きました。とても良いことだと思います。
- ・ 農地が少なくなっていることに危機感を持っている。
- ・ 畑や田んぼをつぶして家が多くたちすぎている。
- ・ 安心安全な野菜を楽しみにしています。
- ・ 市民グループの活動をもっと広げ盛り上げて行えばよいと思う。
- ・ これからも新鮮な野菜等を作ってほしいです。
- ・ 農業体験をさせて欲しい。
- ・ 豊中を誇る農作物をPRしてほしい。
- ・ 農家の代替りでもものすごく変りつつ有るので注目している。
- ・ もっと農業に接する機会がほしい。休耕田とかあるなら活用してほしい。
- ・ 豊中の特産となるようなものを作って下さい。
- ・ 子供の教育の場として下さい。
- ・ 豊中の農業をもっと広めてほしい、情報が知りたい。
- ・ 気軽に農業とふれあえる機会と色々なイベントを考えてほしい。

7 豊中農業の課題

本市では、農業が安定した魅力ある事業として成り立つよう、農業者が「営農し続けたい」と思える環境づくりを推進するとともに、日頃から豊中農業を地域や暮らしの中に積極的に位置づけ、農業者と市民や事業者などがつながり支えあう、元気な豊中農業をめざして様々な取組を進めてきました。

特に、「生産者と消費者の距離が近い」という豊中農業の特徴を活かし、朝市やイベント、学校給食等における豊中市産農産物の消費拡大、市民農園利用や農業体験利用など、「市民が農に触れる機会」を増やすなど、都市農地に求められる多様な機能の促進が図られたと考えます。

一方で、農業者の高齢化、担い手不足による農産物生産力の低下や、都市化等が進展する中において農地そのものが減少していく中で、新たな人材や販路の確保を含めた営農継続の安定化に課題が残っています。

そのため、豊中農業の課題は、以下に示すように当計画の策定時と変わらないものとして設定します。

●課題1：営農継続に向けた支援と多様な担い手の確保

農業就業者の高齢化や農業継承への不安は農地の減少や不耕作地化を引き起こす要因となります。豊中農業の安定的な継続に向けて、営農継続の促進、法人や市民なども含めた多様な新規就農者や支援者をいかに確保・育成するかが課題です。

●課題2：豊中農業の強みを生かした農業経営の安定

将来的にも持続可能な営農活動を行うためには、販売農家としての営農意向がある農業者を中心に、農業所得が向上する取組を推進・支援していくことが重要です。

生産性や収益性の向上により農業経営の安定化を図るとともに、特に、「消費地が近い」という利点を十分に活かし、豊中市産農産物や加工品・特産品への高いニーズを背景に、飲食店・商店街、食品製造業、市民団体等とのマッチングや連携を進める必要があります。

●課題3：農地の積極的な保全・活用

本市では、平成31年(2019年)1月に生産緑地の面積要件を300㎡まで引下げる条例を施行し、令和元年度(2019年度)から追加指定を実施するなど、生産緑地制度を有効に活用した農地の保全を進めています。農地面積の減少、不耕作地の増加など、都市化の進展の中で、農地の保全を図るとともに、生産環境の保全や環境に配慮した農業の推進、農地の多面的機能の保全と活用に向けた取組が重要です。

●課題4：農業者と事業者・市民との情報共有（ミスマッチの解消）

農業者へのアンケート調査では、新しい販路や取組への関心、特産品づくりに対する参画意向が高くない一方で、市民や事業者からは豊中市産農産物や農地を活用した取組に対して高いニーズがあります。

この需要側と供給側のミスマッチは、情報が十分に伝わっていない（お互いの現状やニーズを知る機会、伝える機会がない）ことが主な原因であり、これらを解消する取組が必要です。

＊例えば、「少量や規格外、自家消費用の農産物でも買いたい（生産者が思う以上に価値があり販売できる）」、「生産者の話を聞いてみたい」、「農作業体験をしたい」などのニーズが十分に伝わっていない状況です。

●課題5：市民に対する豊中農業への一層の理解（認知）

市街化区域で農業を継続するためには、農業者と地域住民との対話や交流を通じ、相互理解を図ることが重要です。

市民に対する豊中農業への一層の理解（認知）を図るためには、新鮮で安全な農産物の提供（直売の機会増加）、学校給食への提供、飲食店等とも連携した新しい販路や特産品づくりなど、市民が豊中農業について知る機会、食べる機会、体験ができる機会を増やす取組が必要です。

●課題6：地域コミュニティと連動した農地の活用

市民の余暇の過ごし方として農業体験のニーズが高い一方で、身近に農業体験をする場所や機会が少ない状況にあります。

季節を感じながら農業体験を楽しむ市民農園活動、学校との連携、子どもの食育活動などの市民ニーズに応えるなど、地域コミュニティと連動した農地の活用が求められており、市民だけでなく農地を提供する農業者にもメリットがある仕組みを構築する必要があります。

●課題7：関係者間の連携体制やコーディネート機能の強化

1～6の共通課題として、各主体のニーズを把握した情報共有や情報発信が挙げられます。多様な連携・交流を促進するためにも、関係者間の連携体制やネットワークづくり、コーディネート機能の強化が必要です。